

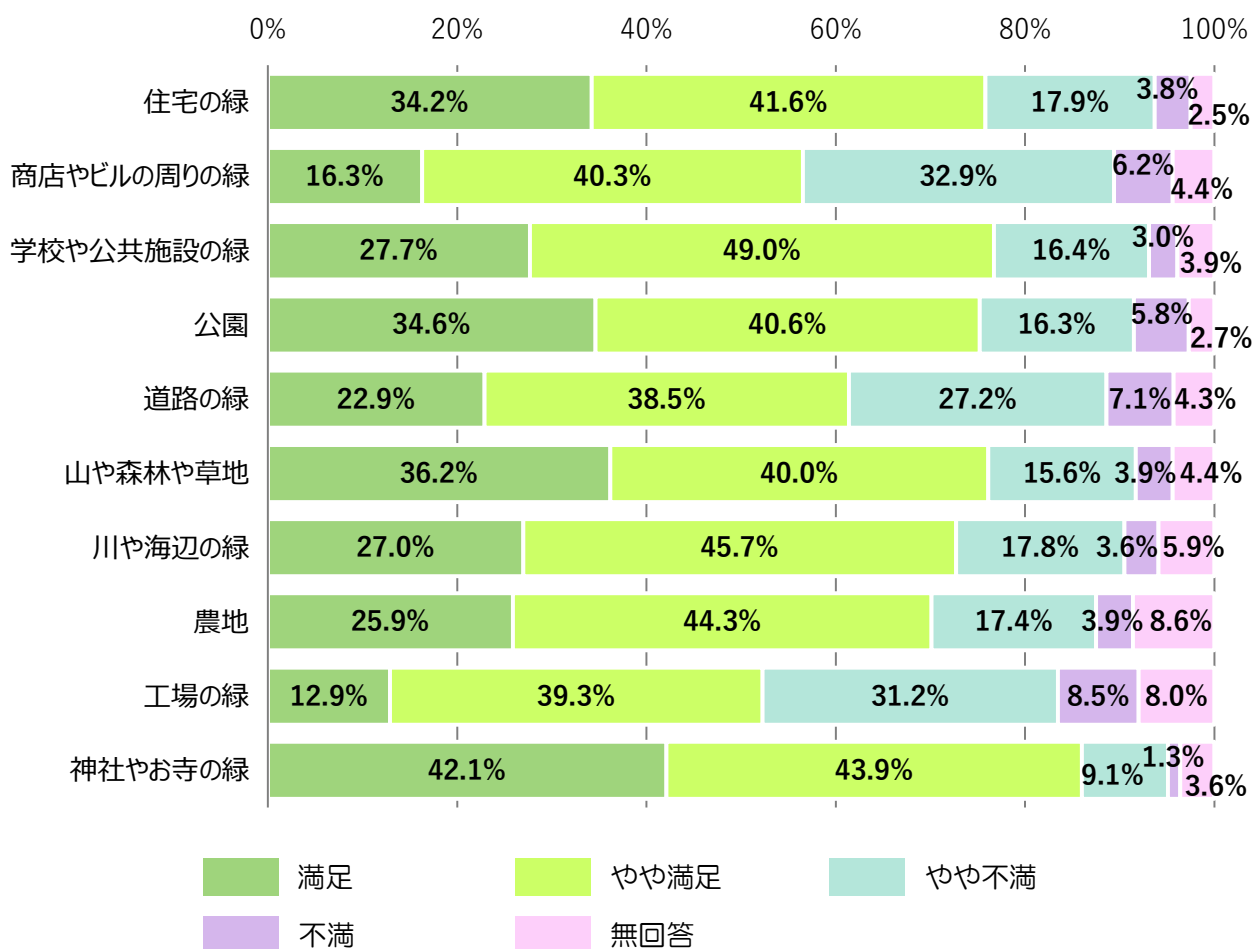
4. 意向調査結果

(1) 市民向けアンケート調査

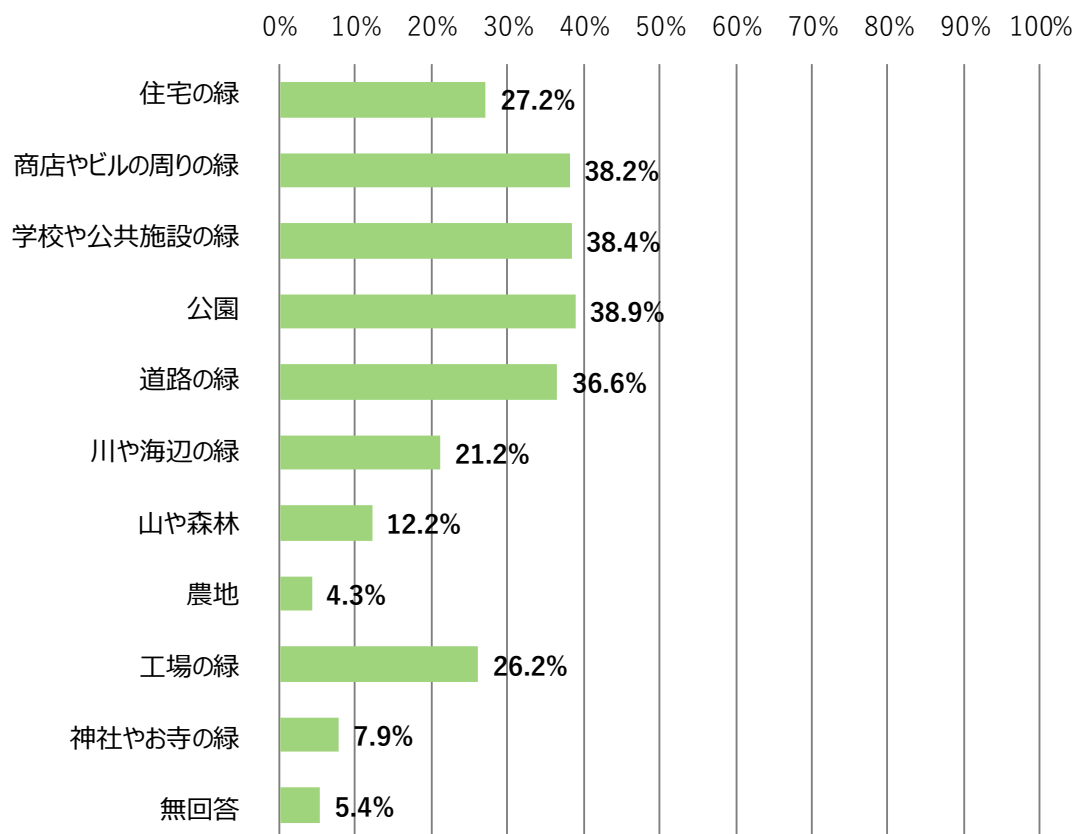
調査期間：令和元年 6 月から 7 月	
調査対象件数	3,000 件
有効回答数	1,421 件
有効回収率	47.4%

注) 調査対象は、北九州市に在住の 20 歳から 89 歳までの市民から 3,000 人を無作為に抽出

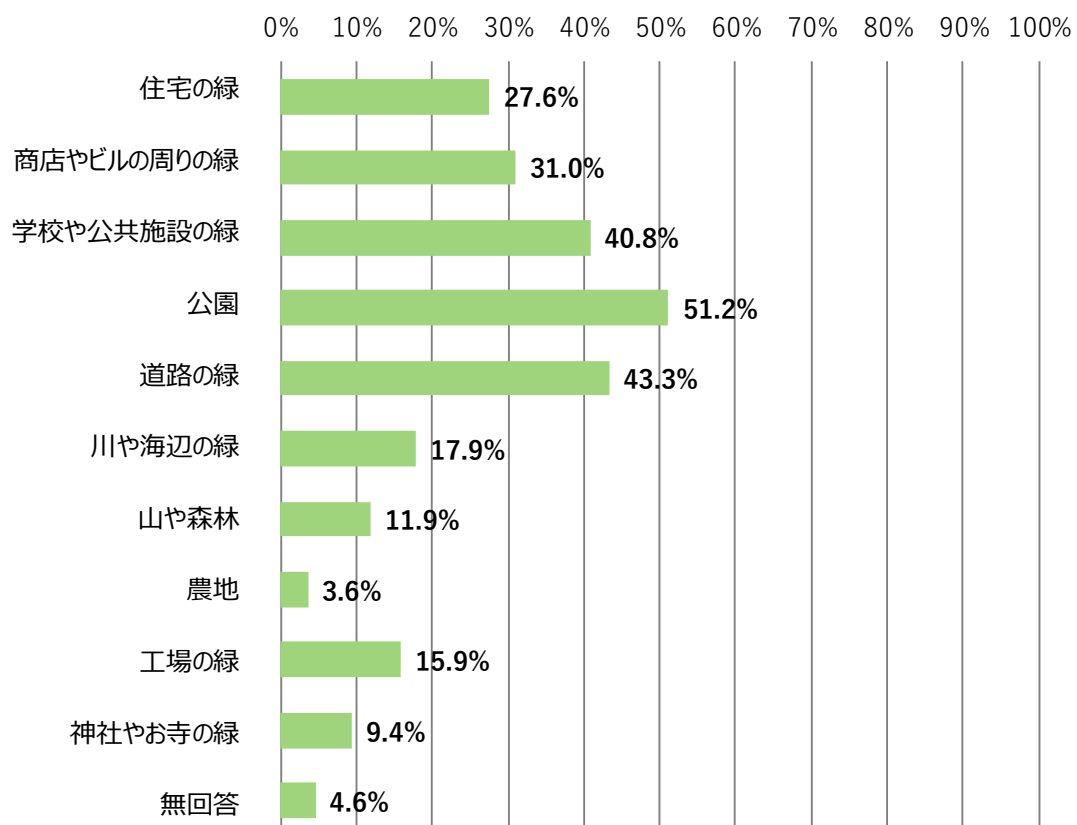
●あなたは、次に示す「あなたの周りの“緑”」について満足していますか。



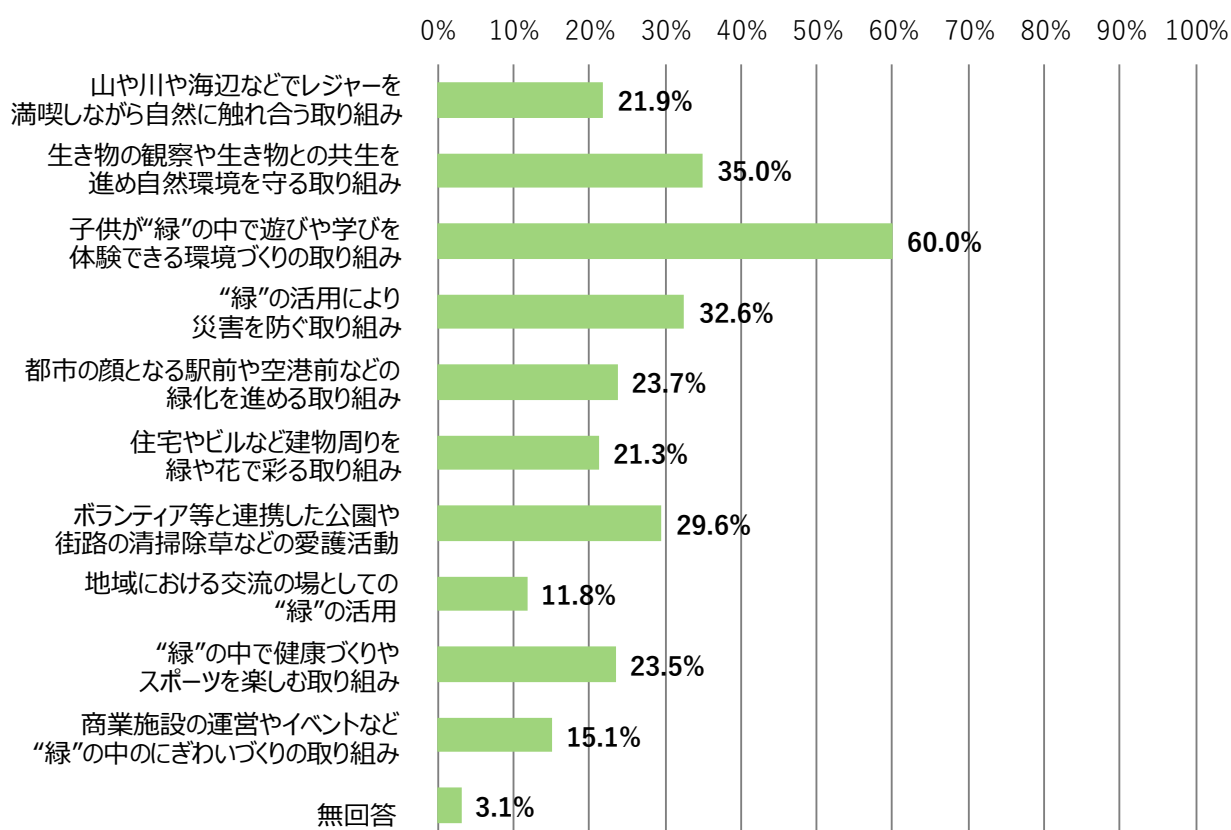
●あなたの周りの“緑”で、もっと増えてほしいものはどれですか？（3つまで選択）



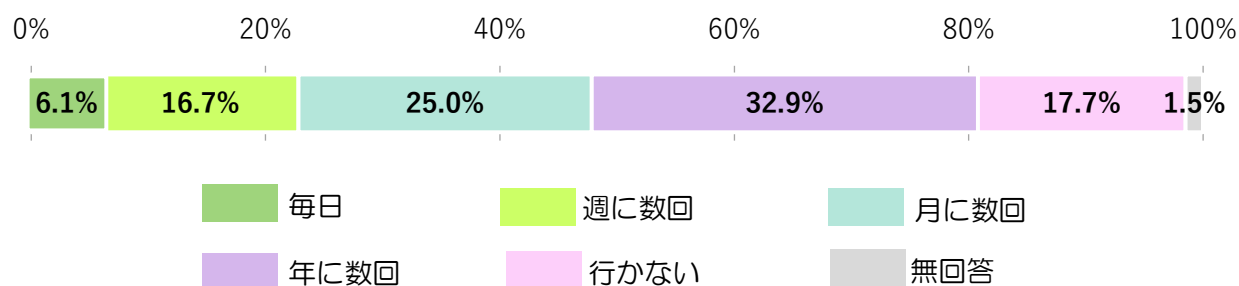
●あなたの周りの“緑”で、さらに質を上げてほしいものは、どれですか？（3つまで選択）



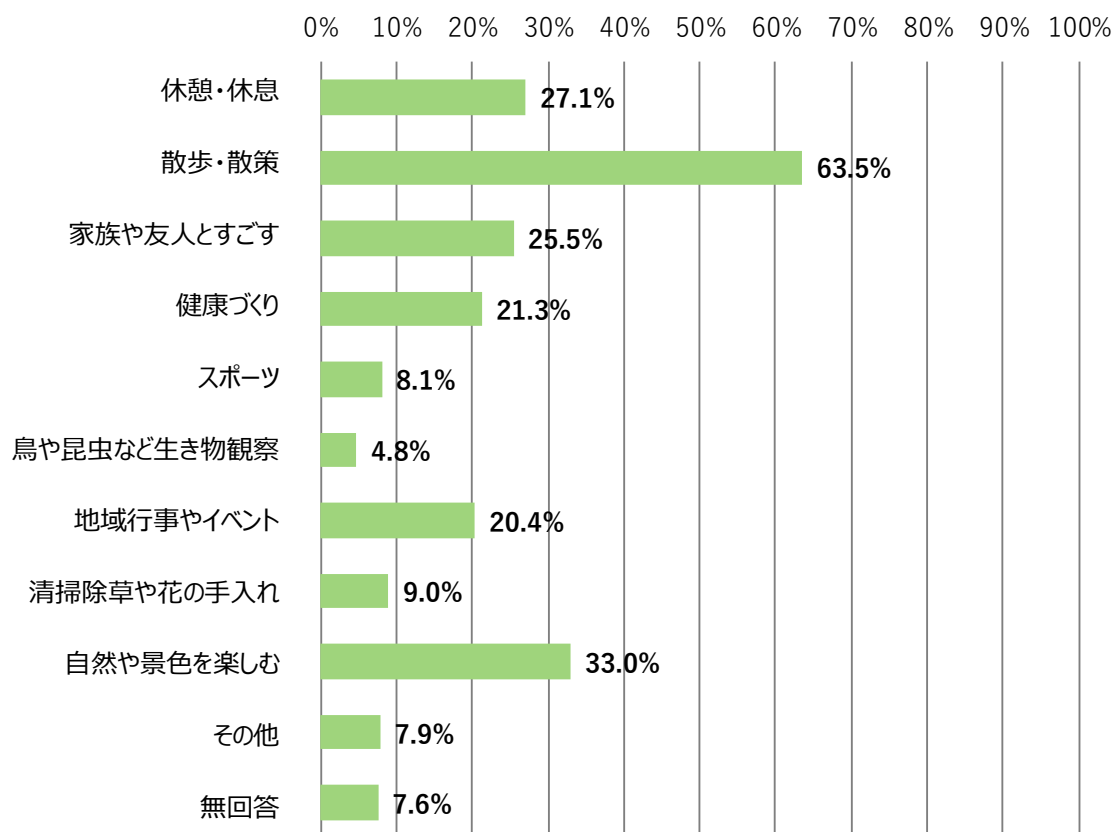
● “緑”を守り、育て、活かすためには、今後どのような取り組みが必要だと思いますか。（3 つまで選択）



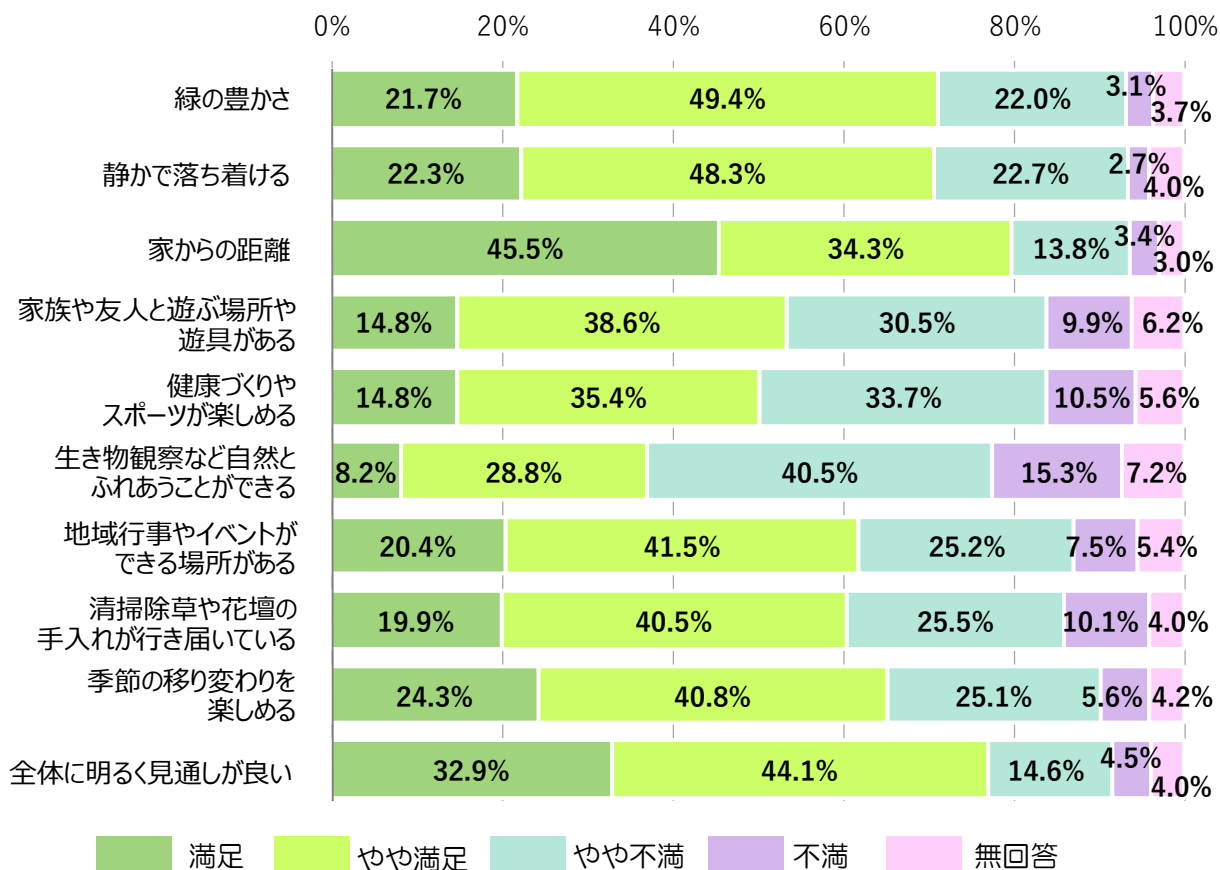
● 公園にはどのくらいの頻度で行きますか。



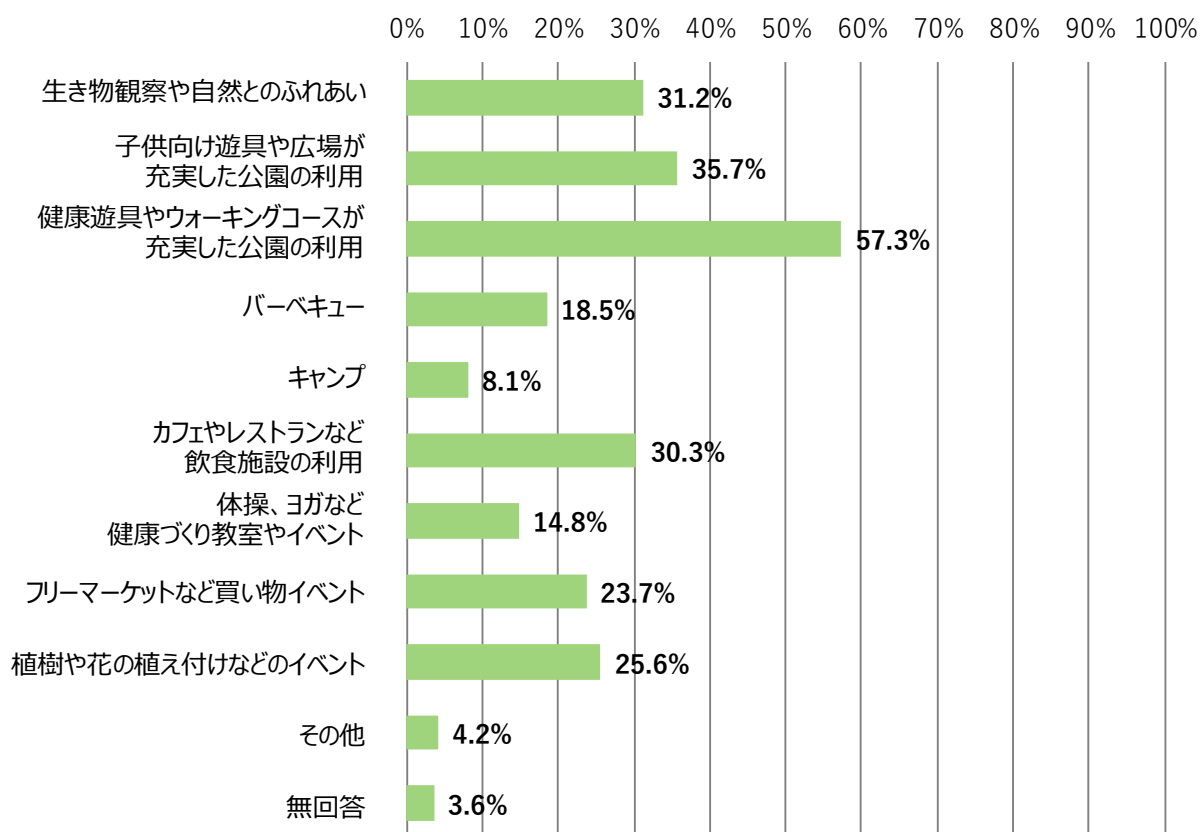
●どのような目的で公園を利用しますか。（3つまで選択）



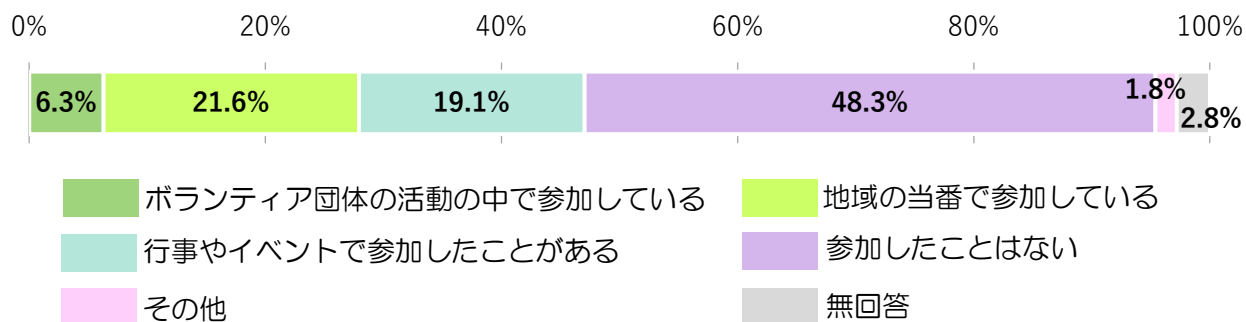
●あなたは公園に関する次の項目について満足していますか。



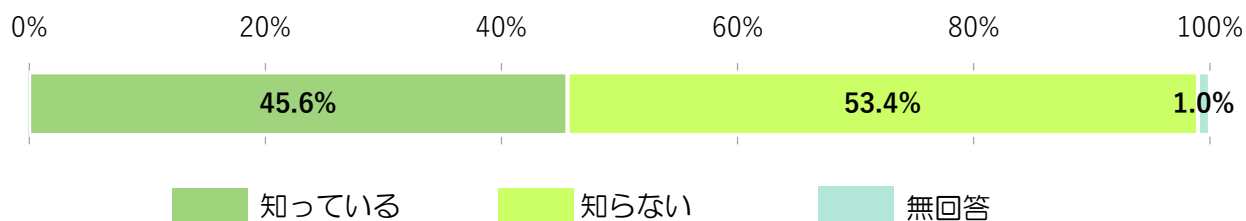
●今後、公園でやってみたいこと、参加したいことは何ですか。（3つまで選択）



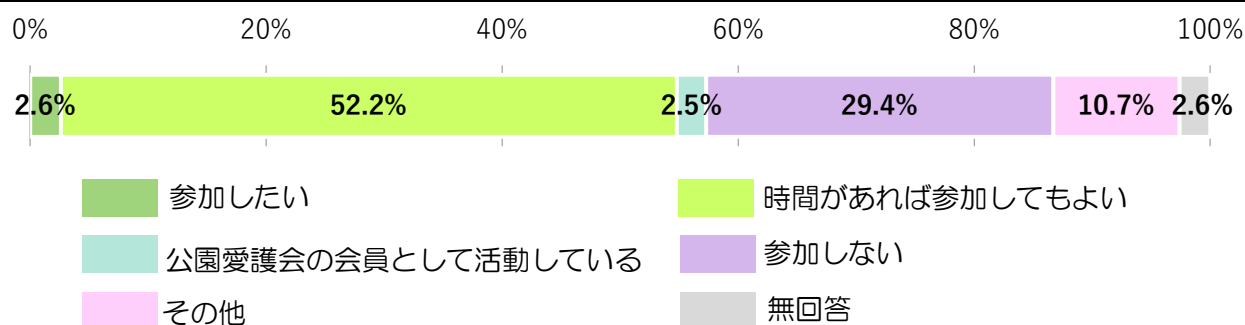
●身近な公園の清掃や除草の活動などに参加されたことはありますか。（1つ選択）



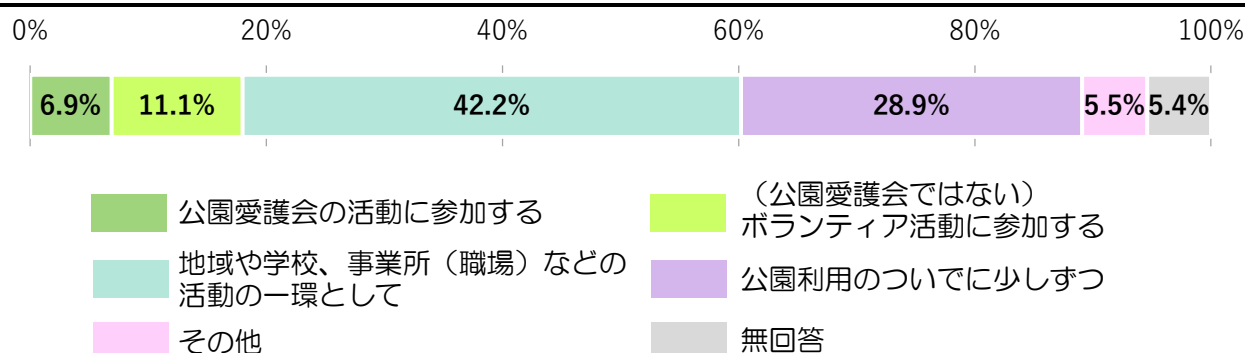
●身近な公園を中心に一部の公園について、地域の方などで結成された約 1,200 団体の「公園愛護会」の皆さんが、日常的な清掃や除草などを担ってくださっていることをご存知ですか。



●「公園愛護会」は担い手の高齢化により存続が困難になるなど課題を抱えていますが、あなたは「公園愛護会」活動への参加について、どのようにお考えですか。（1つ選択）

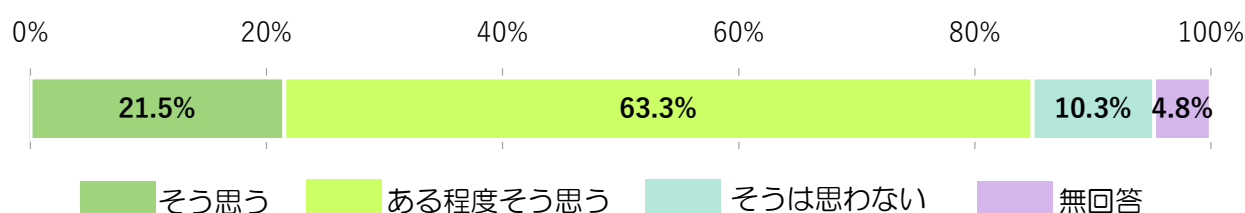


●あなたが公園の清掃、除草や花植え等の活動をされるとしたら、どのような形であれば参加しやすいと思われますか。（1つ選択）

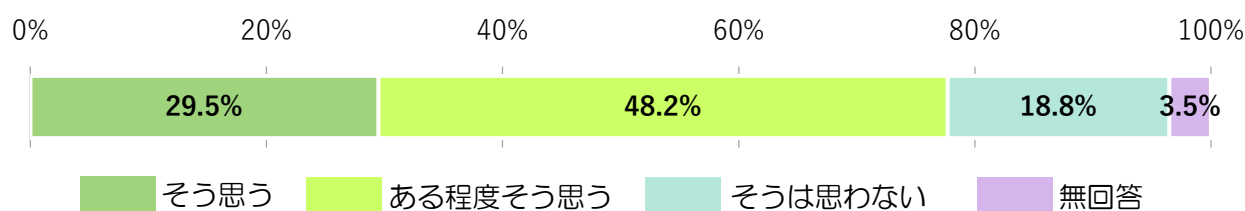


●人口減少や少子高齢化が進む中、限られた予算で安全で快適な公園サービスをご提供するための方法を検討しています。あなたは次の項目についてどのように思われますか。

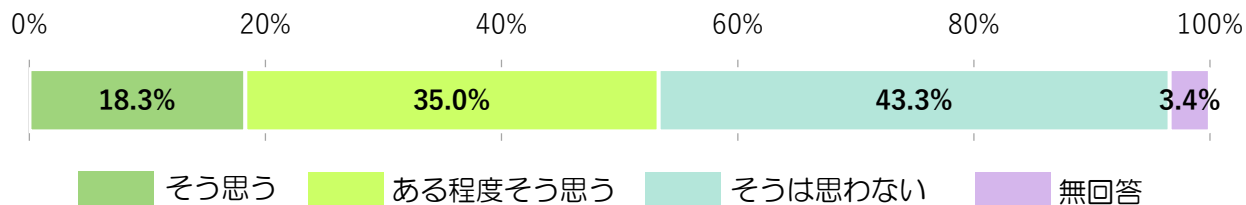
①公園愛護会やボランティアの皆さんによる維持管理をさらに進める必要がある



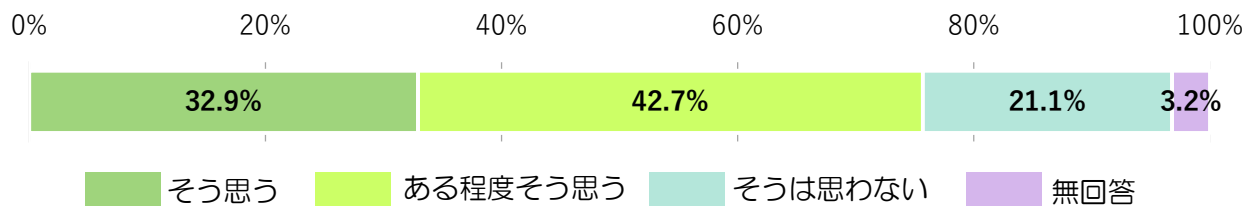
②あまり使われていない遊具や施設を整理して数を減らしてもよい



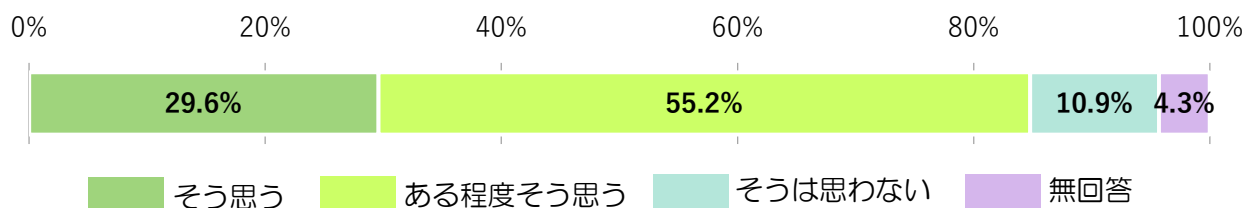
③あまり使われていない遊具や施設を整理して数を減らしてもよい



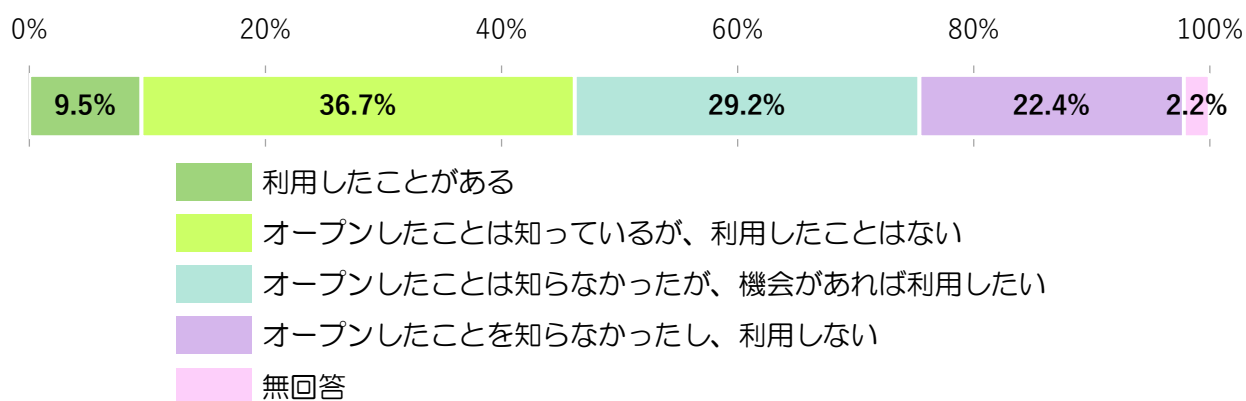
④駐車場の有料化や、広告設置により収入を得るなど、公園で得た収益を維持管理費に充てるような取り組みを進めてもよい



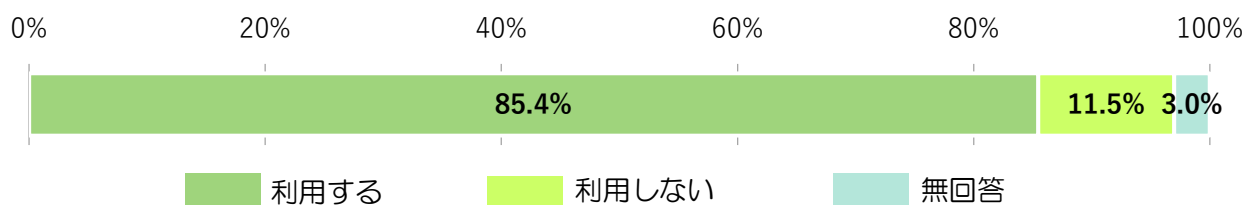
⑤民間事業者や NPO 法人など多様な方々と連携した公園の維持管理や、民間事業者等のノウハウを生かして収益確保につながるような公園活用の取り組みを進めるべきである



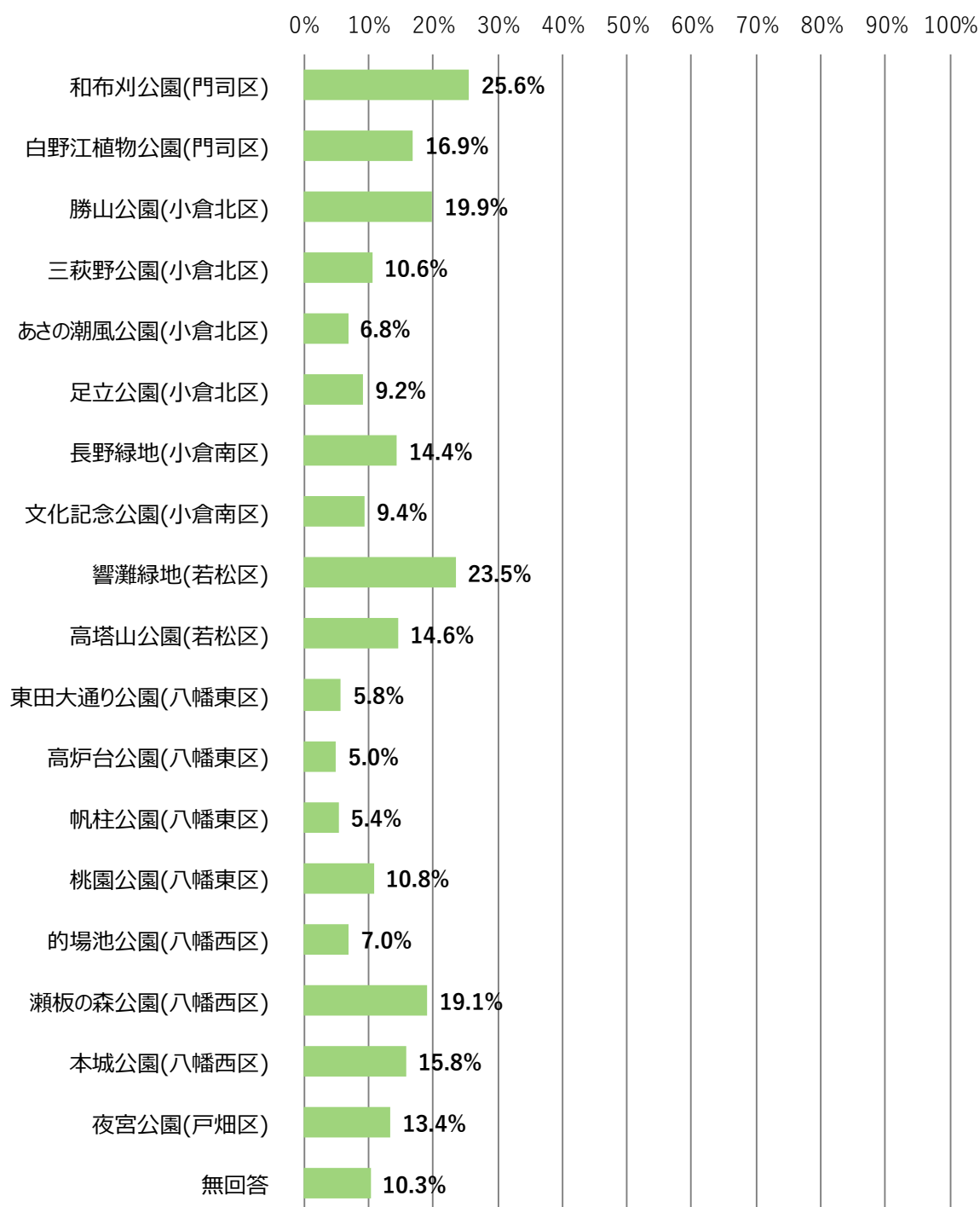
●勝山公園の「コメダ珈琲店」の利用について教えてください。



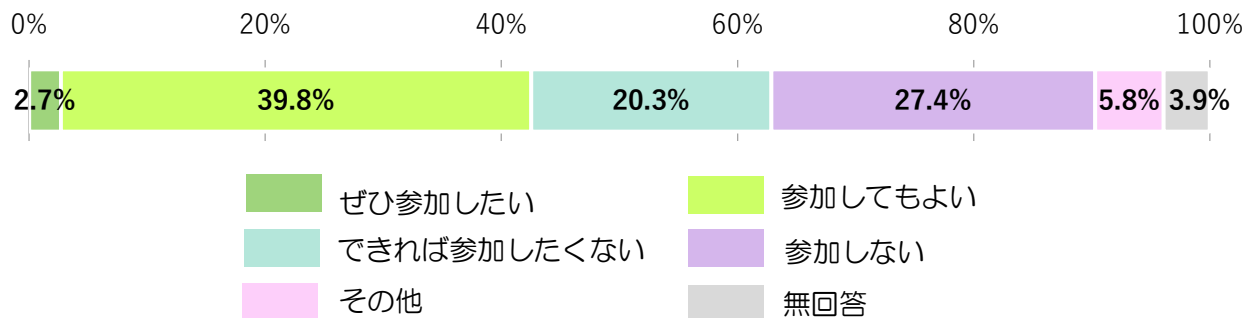
●「喫茶店」や「コンビニエンスストア」のような民間事業者による飲食・物販施設が公園内にあれば利用しますか。



●勝山公園のように、民間事業者による飲食・物販施設があるといいと思う公園はありますか。(3つまで選択)

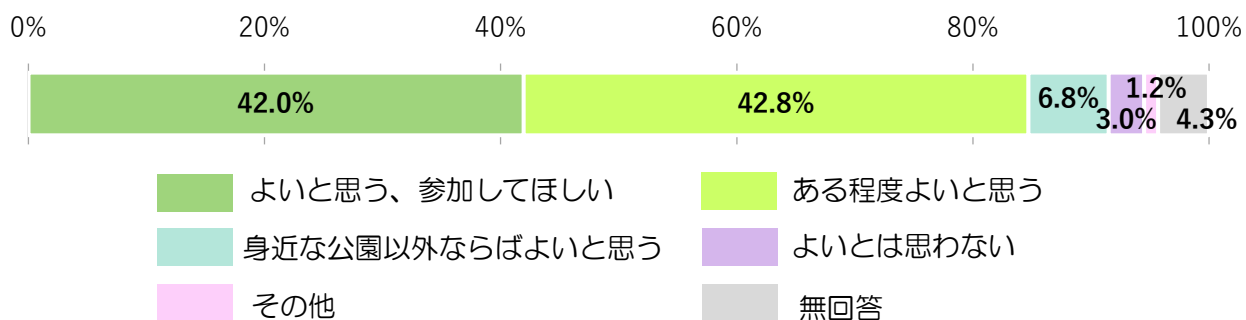


●地域の皆さんと一緒に話し合っ、身近な公園の再整備の内容など公園づくりについて考える取り組みを進めています。あなたの近くの公園で、この取り組みのための話し合いがあるとしたら、参加したいと思いますか。（1つ選択）

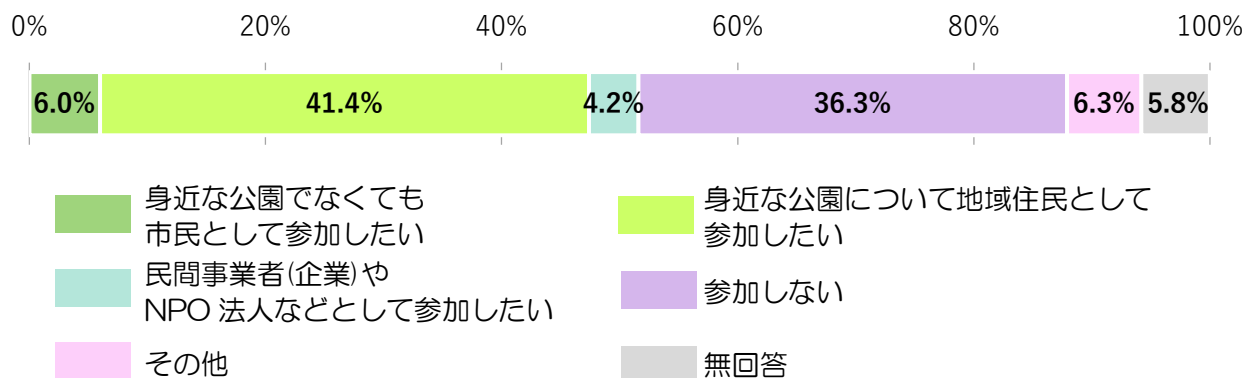


●公園の整備内容についての話し合いや、整備後の運営や管理の活動などの公園に関する取り組みを、市と地域の皆さんだけでなく、民間事業者（企業）やNPO 法人、ボランティア団体など多様な方々と連携し、得意分野やノウハウ、人材を活かして進めることを検討しています。あなたは次の項目についてどのように思われますか。

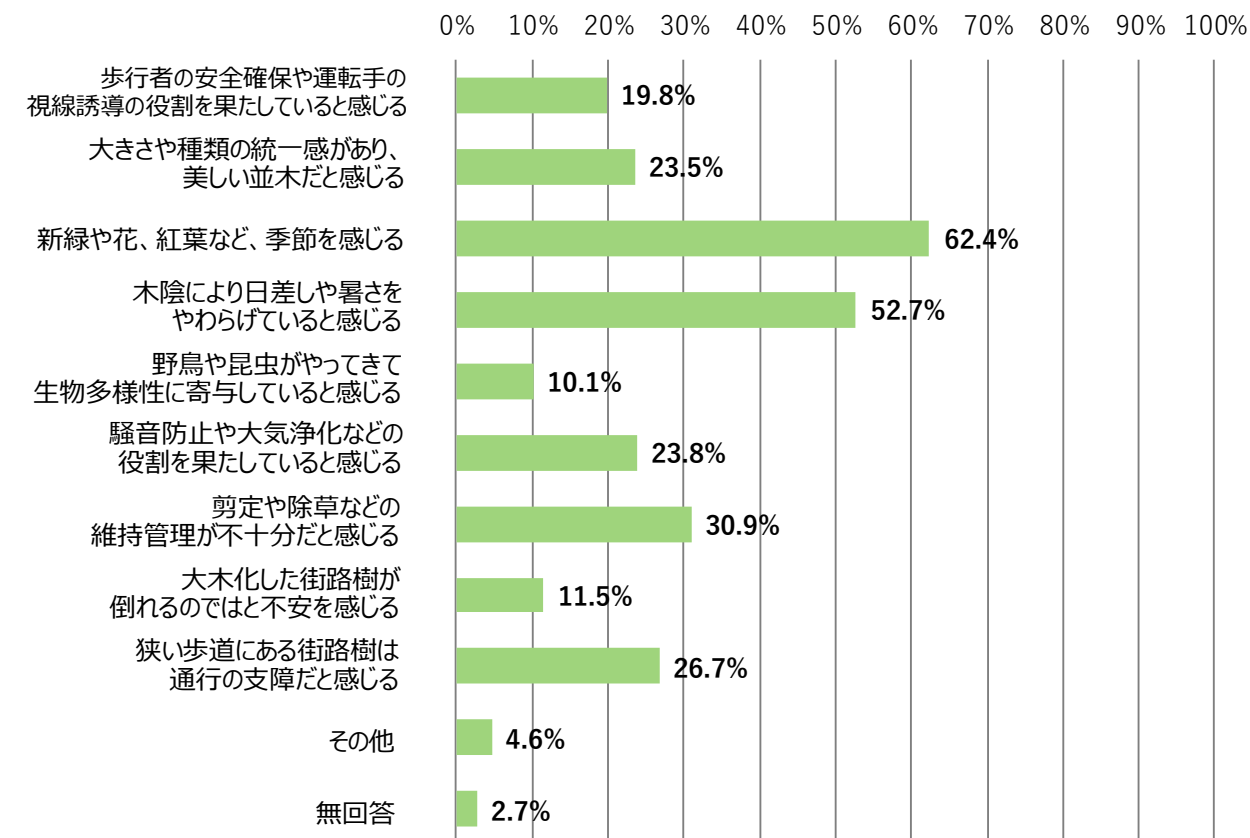
①民間事業者(企業)やNPO 法人など多様な方々の参加について



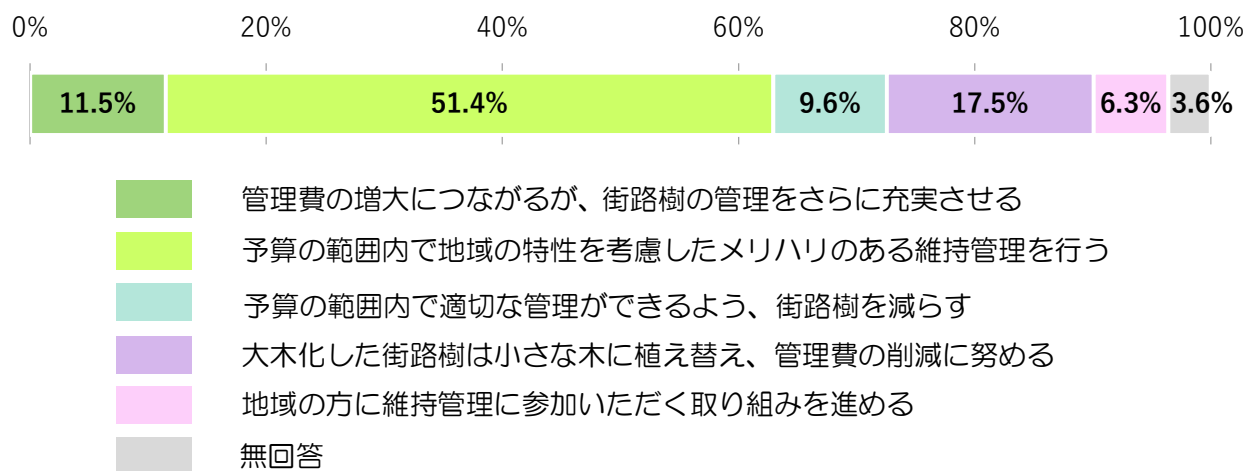
②あなたご自身のこの取り組みへの参加について



●街路樹についてどのように感じていますか。(3 つまで選択)



●街路樹の維持管理についてどのようにお考えですか。(1 つ選択)

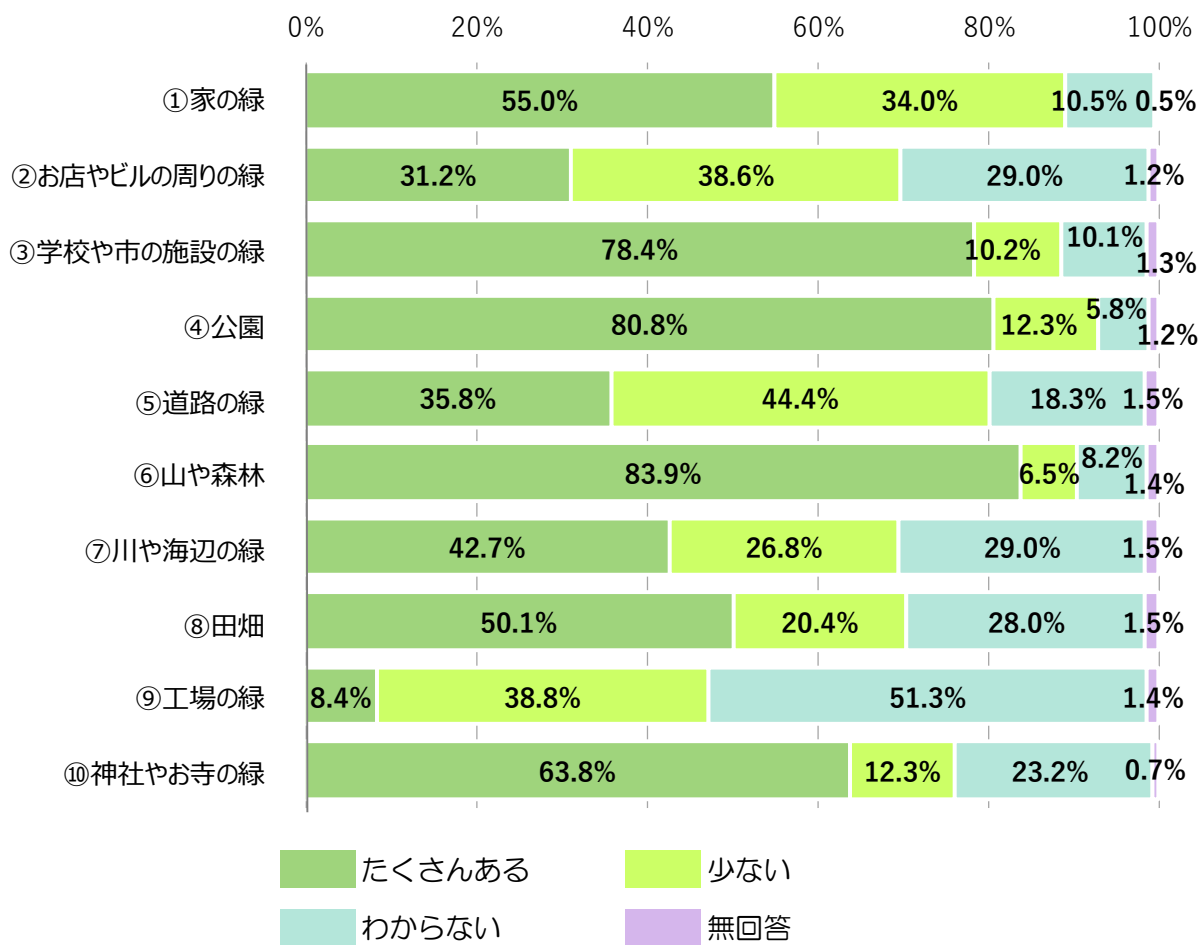


(2) 小学生向けアンケート調査

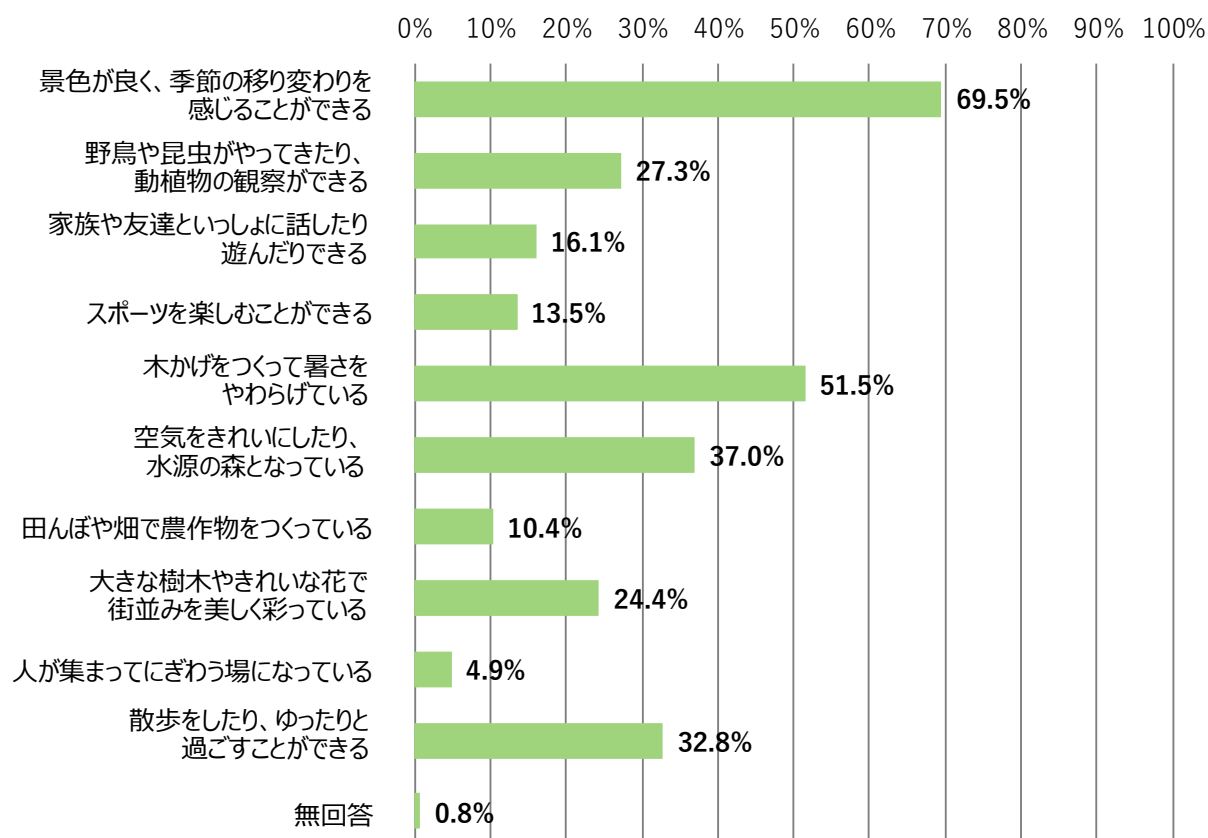
調査期間：令和元年 6 月から 7 月	
調査対象件数	8,016 件
有効回答数	7,175 件
有効回収率	89.5%

注：調査対象は、北九州市の市立小学校に通う小学 6 年生の全児童

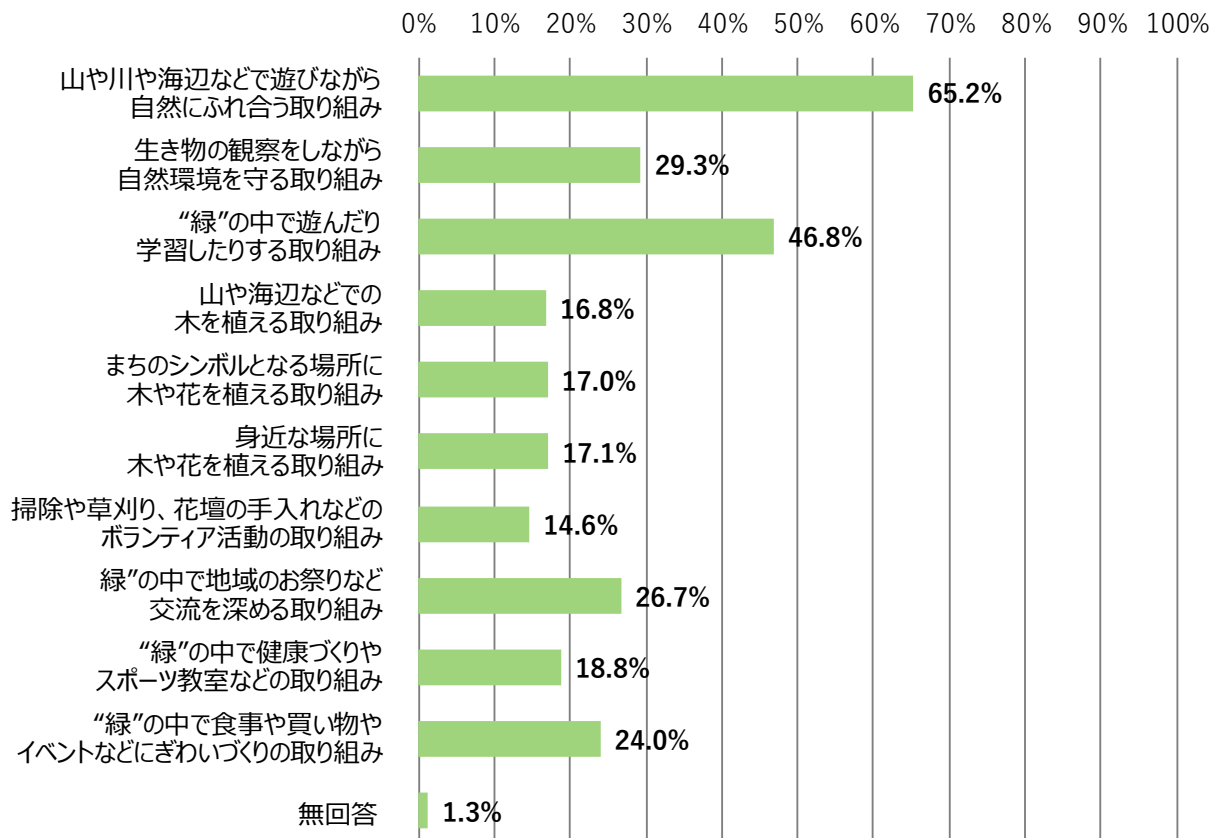
● 次の①～⑩のあなたの周りの“緑”の量はどうでしょう。あなたは次の①～⑩の項目についてどのように思われますか。1 つずつ選んでください。



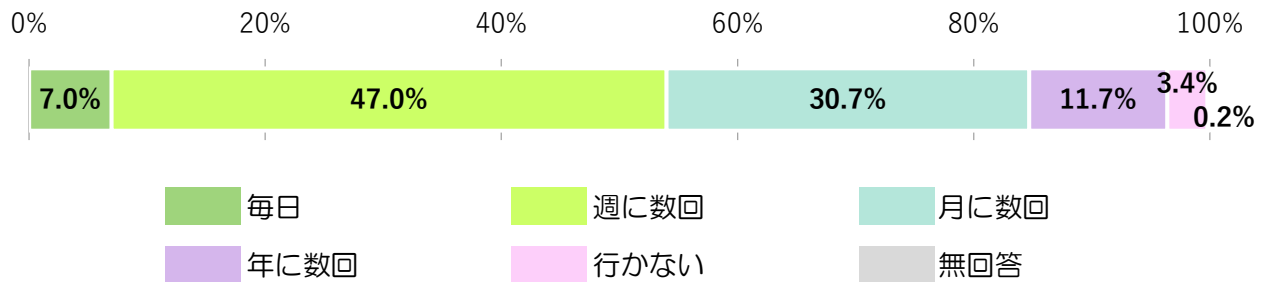
●あなたの周りの“緑”は、どんなことに役立っていると思いますか。（3つまで選択）



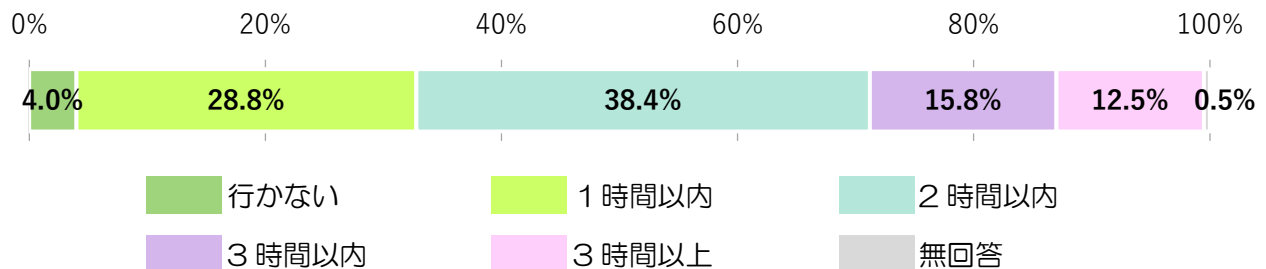
●参加してみたい“緑”の取り組みはどんなものですか。（3つまで選択）



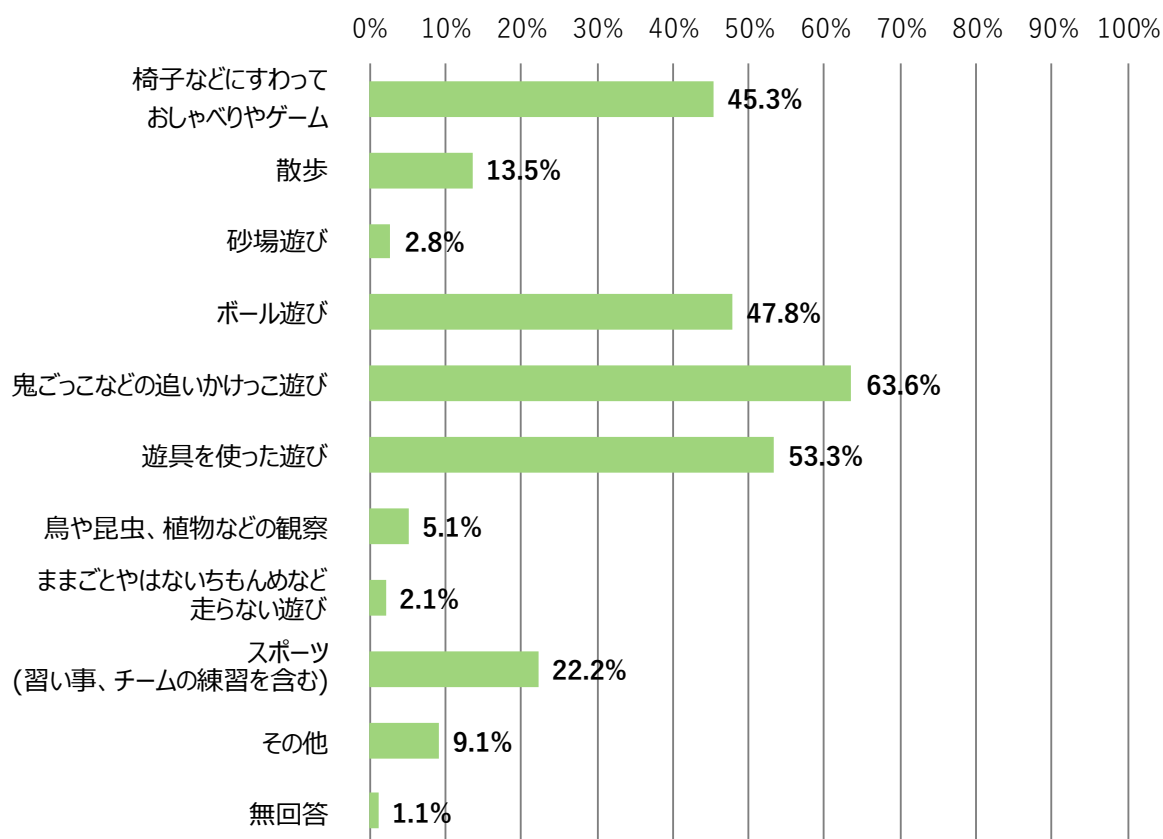
●公園にはどのくらい行きますか。



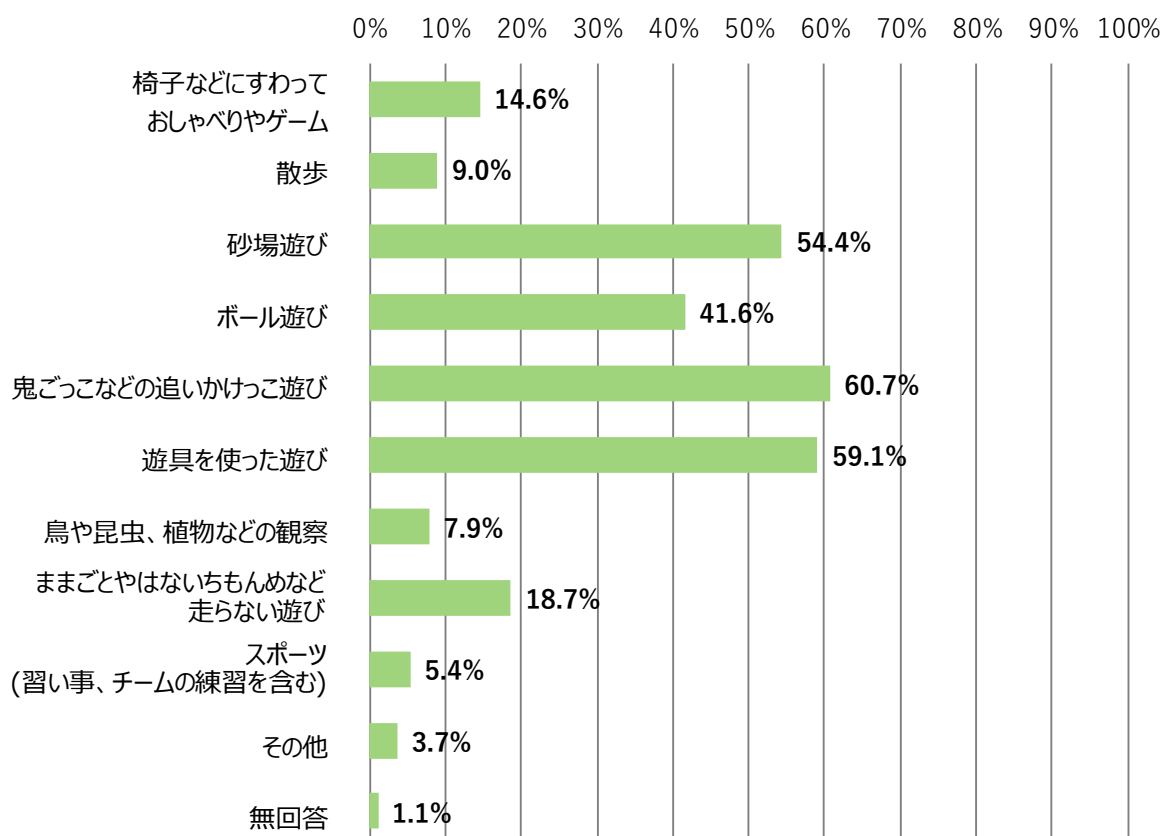
●公園にどのくらいの時間いますか。



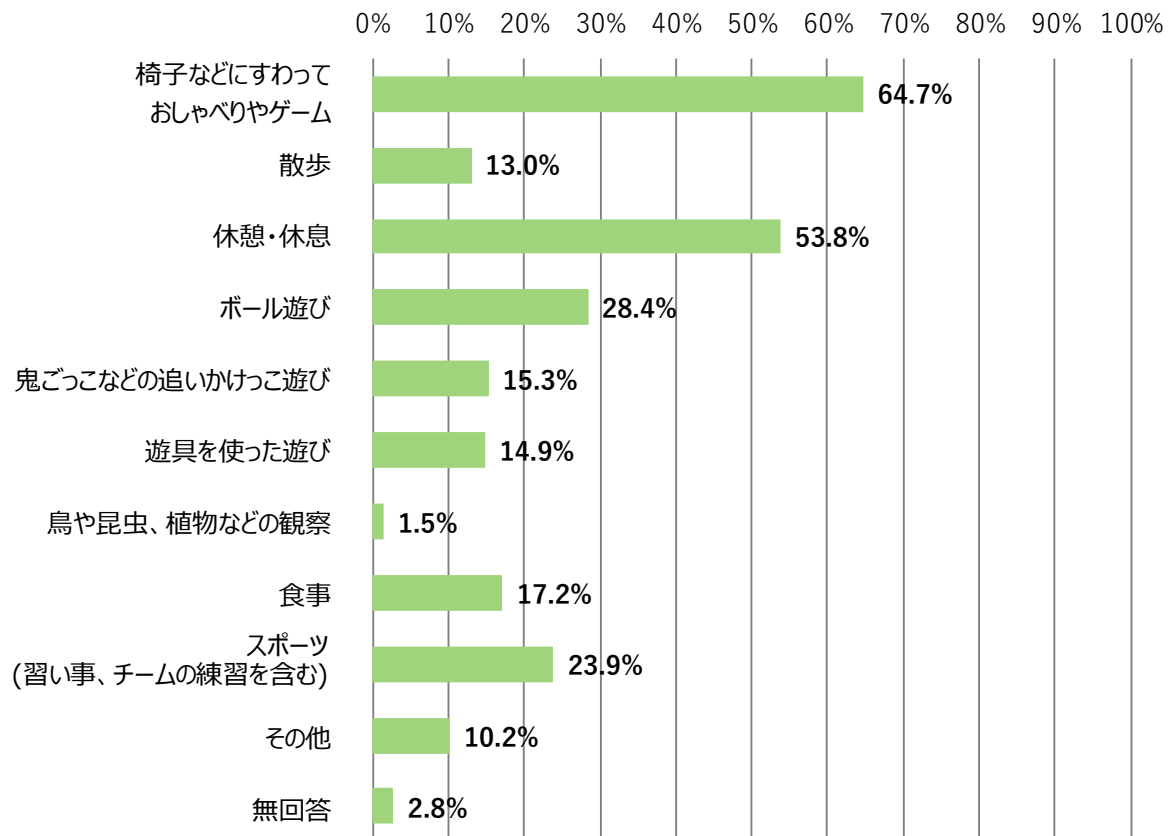
●あなたは公園でどんなことをしていますか。(3つまで選択)



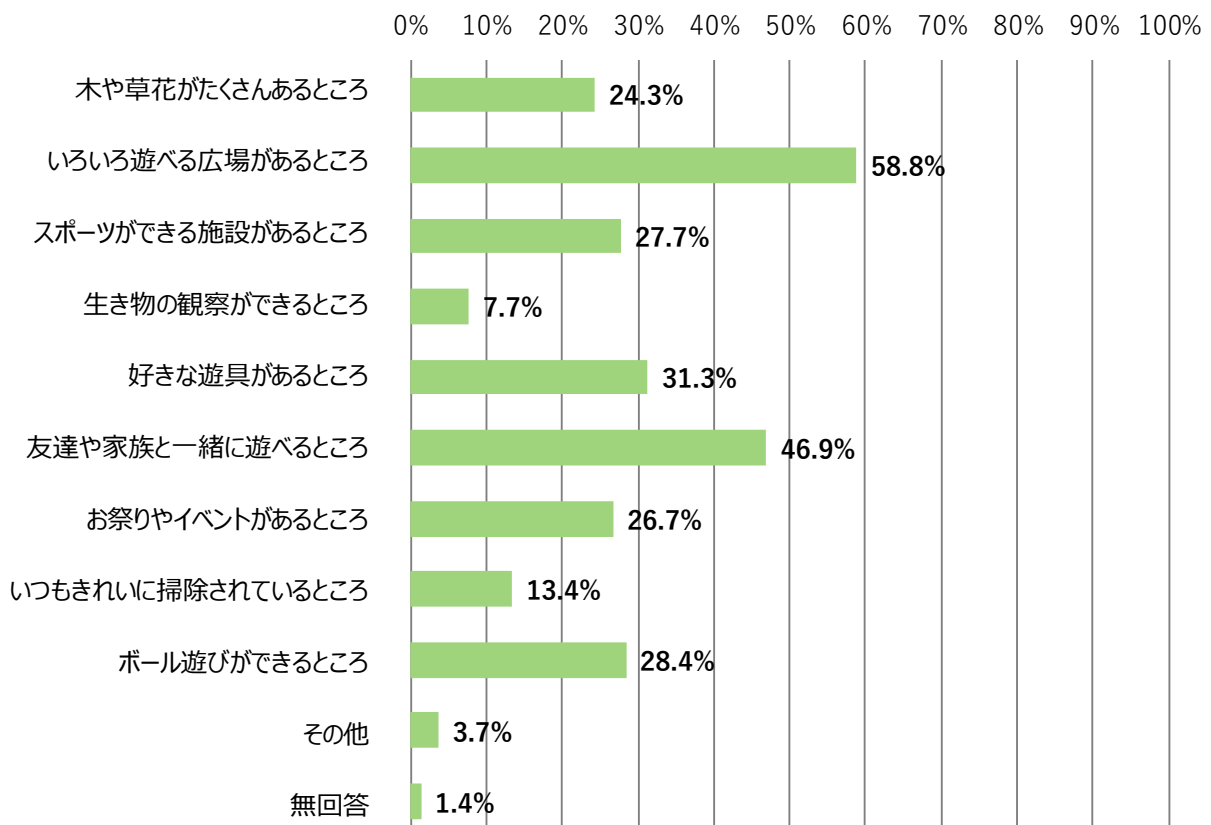
●あなたより小さい子(小学校入学前～低学年)は、公園でどんなことをしていますか。または、あなたが小さい時どんなことをしていましたか。(3つまで選択)



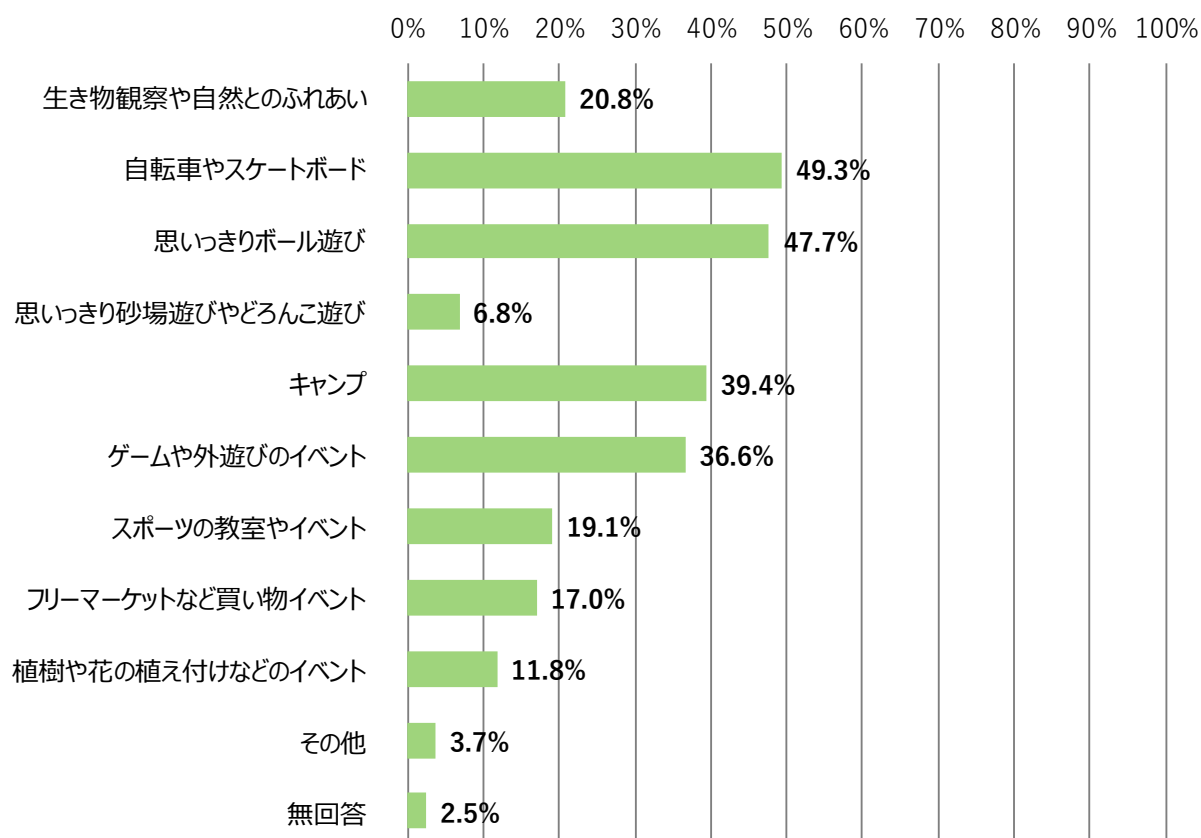
●中高校生は公園でどんなことをしていますか。(3 つまで選択)



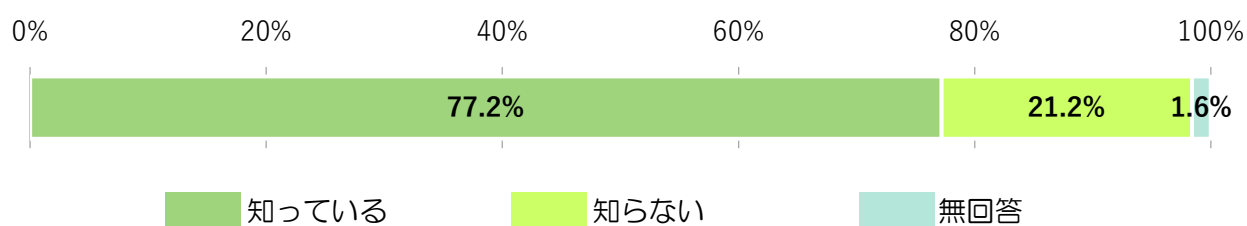
●公園のどんなところが好きですか。(3 つまで選択)



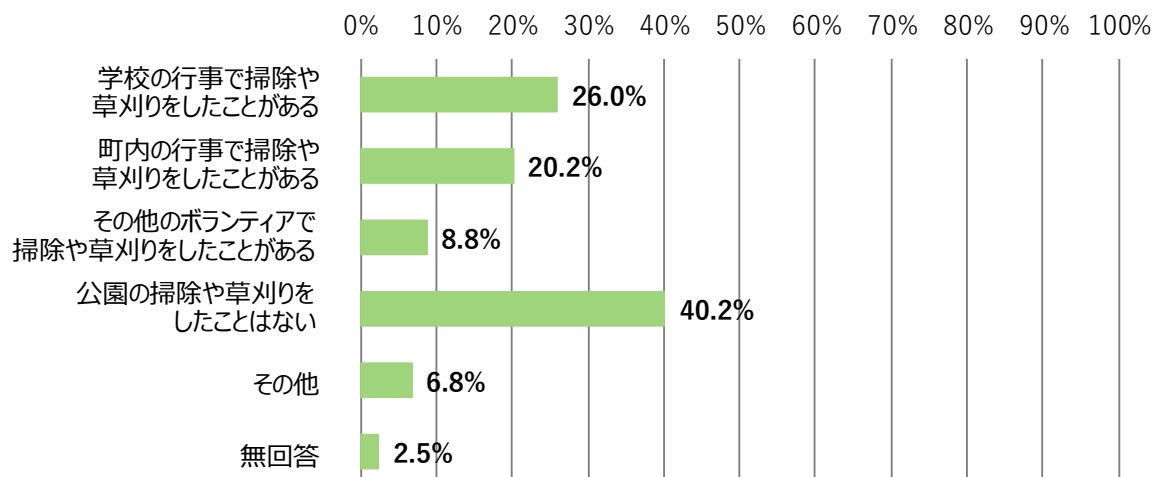
●今後、公園でやってみたいこと、参加(さんか)したいことは何ですか。(3つまで選択)



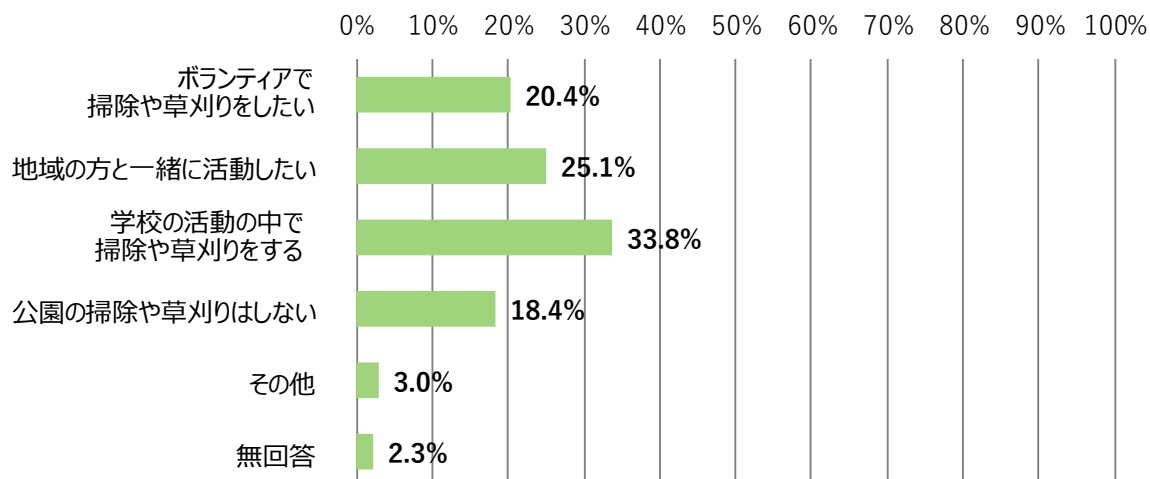
●地域みなさんがボランティアで、身近(みじか)な公園の掃除(そうじ)や草刈りをしてくださっていることを知っていますか。



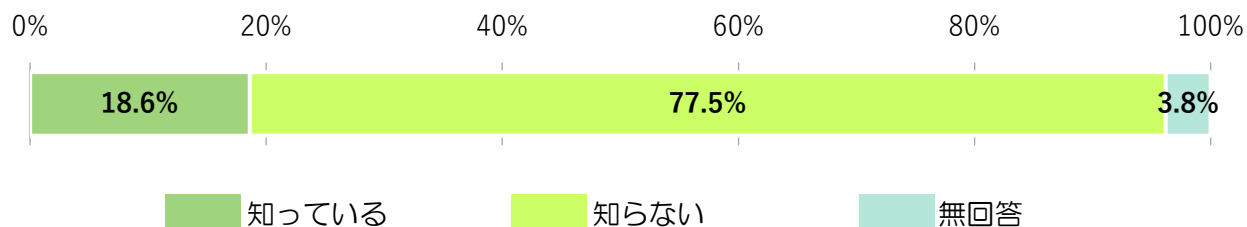
●あなたは公園の掃除や草刈りをしたことがありますか。それはどんな時ですか。



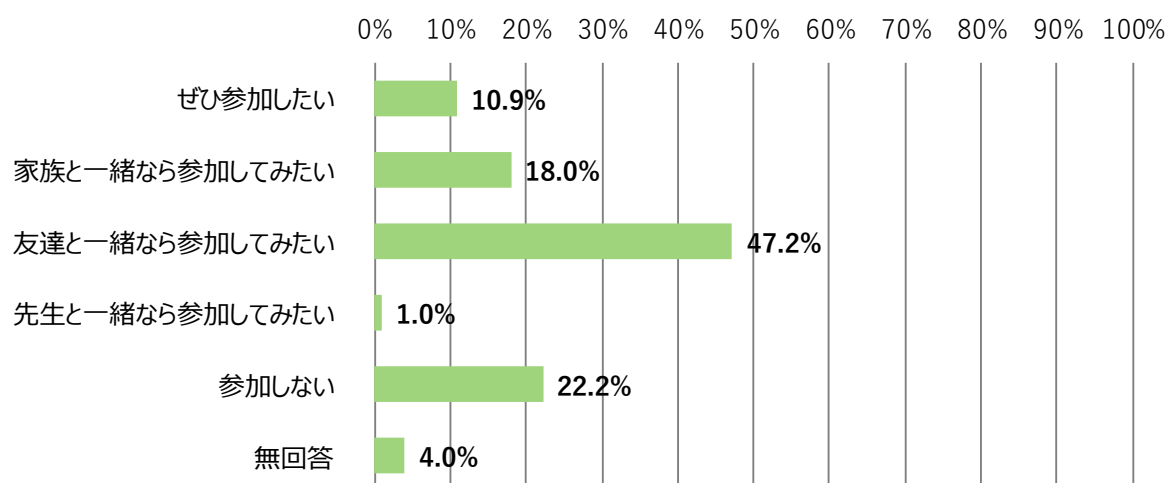
●今後、公園の掃除や草刈りの活動への参加についてどのように思いますか。



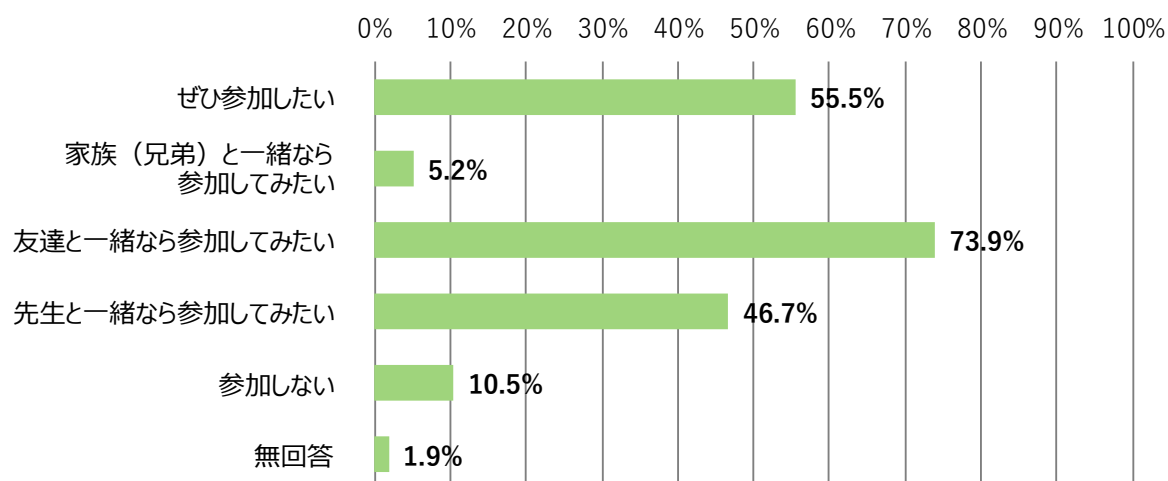
●あなたは、「地域に役立つ公園づくり事業」の取り組みを知っていますか。



●あなたの近くの公園で、「地域に役立つ公園づくり事業」の取り組みのための話し合いがあるとしたら、参加したいと思いますか。



●身近な公園づくりについて、子どもたちで話し合って進める取り組みがあれば、参加したいと思いますか。



5. 市のシンボルツリーと市の花

（１）市のシンボルツリー

○いちいがし【ブナ科】

- ・「いちいがし」は、照葉樹林の極相を構成する主な種類で、幹は枝分れが少なく直立し勇壮で、材質が優れています。現在では、市内の神社や境内に残存しています。
- ・郷土の森を象徴し、自然保護の意識向上を図る意味から、本市のシンボルツリーとして宣言しました。【昭和 49 年（1974 年）3 月】
- ・シンボル公園である勝山公園や豊かな自然環境が残る山田緑地などでも見ることができます。



（２）市の花

○ひまわり【キク科】

- ・「ひまわり」は、花が太陽の方向に向いて活力があり、ダイナミックで、本市を象徴していることから、本市の市の花に選定しました。【昭和 57 年（1982 年）12 月】
- ・草丈が 2m 以上になる種類が多く、本市では、「ひまわり BIG コンテスト in School」を実施し、大きさを競っています。また、わっしょい百万夏祭りでは、市民がプランターで育て、お祭りに持ち寄って華やぎを演出しています。
- ・まとまった見所としては、グリーンパークや若松区有毛の農家によるひまわり畑などがあります。



○つつじ【ツツジ科】

- ・「つつじ」は、市内の公園、公共施設の緑化に多く用いられ、住宅地や企業の緑化にも取り入れられています。市民に親しまれており、緑化の推進に寄与できることから、本市の市の花に選定しました。【昭和 57 年（1982 年）12 月】
- ・野生種には、ヤマツツジやキリシマツツジ、レンゲツツジなどがありますが、市街地には、園芸種のヒラドツツジやクルメツツジが多く用いられています。花の色は薄紅、赤、白、紫、混色などがあり、多様な色を楽しめます。
- ・多くの公園で植栽しており、特に文化記念公園や高炉台公園などは「つつじ」の名所となっています。



6. 都市公園の種類

種類	内容
住区基幹公園	都市公園法施行令で定める市民の日常生活と密着したレクリエーションやコミュニティ活動の中心となる公園で、街区公園・近隣公園・地区公園を含みます。 ※本市の公園体系では、「身近な公園」としてしています。
	【街区公園】 もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置します。 本市では、小学校区あたり1.00㎡/人の配置を目標としています。 →市内1,488箇所
	【近隣公園】 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置します。 本市では小学校区あたり1箇所の配置を目標としています。 →市内71箇所
	【地区公園】 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置します。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準としています。 本市では、数小学校区あたり1箇所、標準規模5haの配置を目標としています。 →市内12箇所（都島展望公園、小森江子供のもり公園など）
都市基幹公園	都市全域の住民が利用すること想定した休息・レクリエーション・運動に供する比較的大きな公園で、総合公園や運動公園を含みます。
	【総合公園】 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。 →市内6箇所（勝山公園、文化記念公園、高塔山公園、高炉台公園、夜宮公園、曽根臨海公園）
	【運動公園】 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置します。 →市内5箇所（大里公園、三萩野公園、桃園公園、本城公園、的場池公園）

種類	内容
大規模公園	【広域公園】 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置します。 →市内5箇所（和布刈公園、山田緑地、長野緑地、響灘緑地、中央公園）
	【レクリエーション都市】 大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域です。大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置します。 →本市に該当公園なし
国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置します。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置します。 →本市に該当公園なし
緩衝緑地等	【特殊公園】 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置します。 →市内23箇所（風致公園の清滝公園、動植物公園の白野江植物公園など）
	【緩衝緑地】 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地です。公害、災害発源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置します。 →市内2箇所（奥洞海緑地、城山緑地）
	【都市緑地】 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地で、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置します。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にはその規模を0.05ha以上とします。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む） →市内75箇所（あさの汐風公園、東田大通り公園など）
	【緑道】 災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地です。幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置します。 →市内11箇所（原町緑道、二島緑道など）

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

7. 都市公園における避難地などの指定状況

(1) 避難地と防災拠点

本市では、地域防災計画において、都市公園を避難地や防災拠点に指定しています。

名称	概要
一時避難地	地域住民が一時的に避難して災害をやり過ごす場所、又は、広域避難地や予定避難所等へ避難するための集合場所となる、学校、公園等の公共のオープンスペースで、災害種別ごとに市長があらかじめ指定する場所です。おおむね 1ha 以上の都市公園等 124 箇所が位置付けられています。
広域避難地	地震による津波、地すべり、市街地火災の延焼拡大等から避難者を保護するためのオープンスペースで、広域住民の最終避難に資する一定規模以上の面積をもった都市公園です。おおむね 10ha 以上の都市公園等 25 箇所が位置付けられています。
地域防災拠点	災害時の救援・復旧・復興の前線型の防災拠点としての役割を担う都市公園です。おおむね 10ha 以上の都市公園等で、行政区や地形等を考慮して、13 箇所が位置付けられています。被災場所や災害形態に応じて、使用する地域防災拠点やその用途を決定しています。 <主な役割> 消防・警察・自衛隊等の救援部隊の前線基地、復旧・復興の作業部隊の前線基地、救援物資や資材の中継基地等
広域防災拠点	救援活動の拠点や災害復旧・復興活動の拠点等、広域的な防災拠点としての役割を担います。おおむね 50ha 以上の都市公園等で、本市の中央及び西部に各 1 箇所、計 2 箇所が位置付けられています。 <主な役割> 災害時における広域応援のベースキャンプ、救援や復旧・復興物資の流通配給基地等

区	公園名	一時避難地	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点
門司	和布刈公園	○	○	○	
	大里公園	○	○	○	
	新門司海浜公園	○			
	新門司公園	○			
	老松公園	○			
	大森公園	○			
	萩ヶ丘公園	○			
	青葉台公園	○			
	緑谷緑地	○			
	松ヶ江ふれあい公園	○			
	田野浦臨海公園	○			
小倉北	山田緑地	○	○		
	勝山公園	○	○	○	
	足立公園	○	○		
	手向山公園	○			
	三萩野公園	○	○	○	
	延命寺臨海公園	○			
	日明臨海公園	○			
	愛宕公園	○			
	泉ヶ丘東公園	○			
	今町河畔公園	○			
	大手町公園	○			
	東港公園	○			
	あさの汐風公園	○			
	浅野臨海部防災 1～4 号緑地	○			
小倉南	文化記念公園	○	○	○	
	志井公園	○			
	紫川河畔公園	○			
	長野緑地	○	○	○	
	吉田太陽の丘公園	○			
	合馬竹林公園	○			
	曽根公園	○			
	貴中央公園	○			
	安部山公園	○			
	徳吉中央公園	○			
	沼新町中央公園	○			
	葛原公園	○			
	長尾高野中央公園	○			
	横代中央公園	○			
	朽網中央公園	○			
	湯川中央公園	○			
	舞ヶ丘中央公園	○			
	吉田公園	○			
	葉山中央公園	○			
	志井の森公園	○			
若松	朽網臨空公園	○			
	上葛原中央公園	○			
	吉田にれの木坂公園	○			
	響灘緑地	○	○		○
	高塔山公園	○	○	○	
	二島緑道	○			
	二島西公園	○			
	青葉台中央公園	○			
	高須公園	○			
	岬ノ山公園	○			
	新大谷町東公園	○			
	今光西公園	○			
	花野路中央公園	○			
	ひびきコスモス公園	○	○	○	
	ひびきの南公園	○			

区	公園名	一時避難地	広域避難地	地域防災拠点	広域防災拠点
八幡東	桃園公園	○	○		
	高炉台公園	○	○	○	
	帆柱公園	○			
	枝光公園	○			
	東田大通り公園	○			
	桃園一丁目さくら公園	○			
	高見三条さくら公園	○			
	高見中央公園	○			
	勝山二丁目公園	○			
	勝田公園	○			
	瀬板の森公園	○	○		
	本城公園	○	○	○	
	城山緑地	○	○		
	奥洞海緑地	○	○		
八幡西	皇后崎公園	○	○	○	
	河北緑地	○			
	白岩池公園	○			
	香月中央公園	○	○	○	
	的場池公園	○	○		
	光貞池公園	○			
	永犬丸中央公園	○			
	永犬丸の森公園	○			
	楠東緑地	○			
	山の神池公園	○			
	吉祥寺公園	○			
	中ノ谷公園	○			
	岡田公園	○			
	田良原公園	○			
	本城東公園	○			
	千代東公園	○			
	楠橋公園	○			
	大池公園	○			
	折尾南 1 号公園	○			
	本城西公園	○			
	中の原東公園	○			
	馬場山公園	○			
	笹尾公園	○			
	旧街道緑地	○			
	さつき台中央公園	○			
	折尾西公園	○			
	上津役公園	○			
	金剛中央公園	○			
	夕原緑地	○			
	上保公園	○			
	浅川学園台中央公園	○			
	穴生公園	○			
	中須公園	○			
	大平台南公園	○			
	別所公園	○			
	星ヶ丘中央公園	○			
	割子川せせらぎ公園	○			
	日の峯公園	○			
	松寿山公園	○			
	香月公園	○			
	イオンモール（株）イオンモール直方	○			
戸畑	中央公園	○	○		○
	美術の森公園	○	○		
	夜宮公園	○	○	○	
	中原公園	○			
	岩ヶ鼻公園	○			
	牧山展望公園	○			
	浅生 2 号公園	○			
	都島展望公園（山側）	○	○		
	都島展望公園（海側）	○	○		

(2) 予定避難所

災害時に避難者が発生した場合、その受入について、理解と協力が得ることができる（避難所として開設が見込める）施設として、市長があらかじめ指定する施設が予定避難所です。学校の体育館など 499 箇所指定しており、そのうち、都市公園内に位置するのは、以下の 7 箇所です。

公園内の予定避難所	区	公園名
大里柔剣道場	門司区	大里公園
白野江植物公園	門司区	白野江植物公園
北九州メディアドーム	小倉北区	三萩野公園
文化記念公園管理棟	小倉南区	文化記念公園
八幡東体育館	八幡東区	高炉台公園
的場池体育館	八幡西区	的場池公園
本城陸上競技場施設管理事務所	八幡西区	本城公園

(3) ヘリコプター離着陸場

災害時などの緊急に、空中輸送で使用するヘリコプターの離着陸場として、21 箇所指定しています。そのうち、都市公園内に位置するのは、以下の 6 箇所です。

公園名	区	備考
新門司海浜公園	門司区	多目的広場
勝山公園	小倉北区	大芝生広場
三萩野公園	小倉北区	芝生広場
響灘緑地（グリーンパーク）	若松区	大芝生広場
本城公園	八幡西区	陸上競技場
永犬丸中央公園	八幡西区	芝生広場

8. SDGs の 17 の目標

1 貧困をなくそう 	目標 1[貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓をゼロに 	目標 2[飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を 	目標 3[保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに 	目標 4[教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標 5[ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	6 安全な水とトイレを世界中に 	目標 6[水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標 7[エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	8 働きがいも経済成長も 	目標 8[経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標 9[インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	10 人や国の不平等をなくそう 	目標 10[不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	目標 11[持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	12 つくる責任 つかう責任 	目標 12[持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	目標 13[気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	14 海の豊かさを守ろう 	目標 14[海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう 	目標 15[陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	16 平和と公正をすべての人に 	目標 16[平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	目標 17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

9. 検討会の実施状況

(1) 検討会委員

氏名	所属等
薛孝夫 【座長】	元九州大学大学院農学院
内田晃	公立大学法人 北九州市立大学
須藤朋美	国立大学法人 九州工業大学
竹林知樹	株式会社 Takebayashi Landscape Architects
田畑祐子	一般社団法人 まちはチームだ
中村雄美子	NPO 法人 北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee
Bart Julien Dewancker	公立大学法人 北九州市立大学
橋元隆	学校法人 東筑紫学園 九州栄養福祉大学
三上久恵	北九州市自治総連合会
村上美保 ¹⁾	宗教法人鼓道巫神洲太鼓

1) 市民公募により選定

(2) 検討会の経緯

	開催日	検討内容
第1回	令和2年2月4日	・緑の基本計画の目的等について ・緑の現状について ・市民の緑に対する意識について ・現計画の取組評価について ・緑の施策動向と課題について
第2回	令和3年2月19日 ～3月2日 (書面及び個別意見聴取)	■新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検討を一時中断した。 ・緑の基本計画の目的等について ・緑の現状について ・市民の緑に対する意識について ・現計画の取組評価について ・緑の施策動向と課題について
第3回	令和3年5月21日	・第2回改定検討会の内容を反映させた「緑の基本計画原案(令和3年5月14日時点)」の確認
第4回	令和3年8月5日	・パブリックコメント案の確認
第5回	(令和3年度実施予定)	

10. パブリックコメントの実施状況

(1) 実施概要

募集時期	令和３年度実施予定（１ヶ月間）
計画案の閲覧場所	北九州役所 北九州市ホームページ
提出方法	持参、郵送、FAX、電子メール

(2) 意見提出状況

意見提出者	○人（持参○人、郵送○人、FAX○人、電子メール○人）
延べ意見数	○件

11. 用語集

	用語	初出	説明
あ	アウトドアアクティビティ	20	屋外で行う活動の総称で、自然の中で行う活動を指し、アウトドアレクリエーションともいわれます。
う	ウォーカブルシティ施策	100	まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組をウォーカブルシティ施策といいます。令和2年の都市再生特別措置法改正により、官民一体となった「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に向け、「滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）」を設定し、当該区域内では、都市公園法や駐車場法等の特例措置が認められるようになりました。なお、本市は、国とともに取組を進める「ウォーカブル推進都市」となっています。
え	SNS	76	Social Networking Serviceの略で、人々がWeb上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのことをいいます。近年、あらゆる分野でSNSの利用が進んでいます。代表的なものとして、FacebookやInstagram、Twitter、LINEがあります。
え	NPO	46	Nonprofit Organization＝民間非営利組織の略で、様々な非営利活動を行う非政府・民間の組織です。株式会社などの営利企業と違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配することが制度的にまたは事実上できないような組織を指します。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のことをいいます。学校・病院・老人ホームなどを経営する事業型NPO、そうした活動に資金を提供する助成財団、社会問題への対応や国際援助・交流を行う市民団体などが含まれます。
お	オープンスペース	2	一般の人々に開放された空間を指し、公園だけでなく、植物で覆われていない広場や空き地も含まれます。
か	環境首都100万本植樹	41	市民や企業、NPO団体、行政が協働で植樹を行う取組であり、「地球温暖化を防ぐ」「うるおいのある街をつくる」「都市のなかの自然、自然のなかの都市をつくる」「市民の環境意識の高まりを育てる」を目的に、北九州市の環境モデル都市推進第1号事業として平成20年10月にスタートしました。2022年までの15年間で100万本を市内各地に植樹することを目標としています。
こ	公園愛護会	25	公園美化など維持管理を行うボランティア団体で、本市では、公園がある地域住民10名以上で組織することを要件としています。活動内容は公園によって異なりますが、主に公園の清掃や除草などの美化活動、公園を利用した花壇づくり、背の低い公園樹の簡単な剪定、公園施設の点検や禁止行為の連絡、公園利用者のマナーづくりを行っています。効果としては、実情に応じたきめ細やかな管理、公園利用の促進、利用者のモラル向上、維持管理経費の削減などが挙げられます。

	用語	初出	説明
こ	公園施設長寿命化計画	37	本市では、昭和40年代からの全国的な都市化の進展に伴い、多くの公園を整備してきました。これらの公園では整備後40年以上経過した施設が増えつつあり、巡視点検や塗装・修繕などの適切な維持保全の取組により安全性を確保しているものの、施設の材質等の寿命から全体的に老朽化（例えば、木製遊具の木部腐食、金属製品の根元付近の錆など）が目立つようになってきています。こうした状況の中、本市においても、「公園施設長寿命化計画」を策定し、将来の公園施設の改築に係るコストの低減や、施設の長寿命化に伴うライフサイクルコストの低減に取り組んでいます。
こ	公募設置管理制度（Park-PFI）	26	平成29年の都市公園法改正によって新設された制度で、都市公園等における民間資金を活用した新たな整備・管理手法です。公募により選定された事業者が、都市公園等で飲食店や売店などの公園施設の設置または管理を行う場合に、その事業者が設置する施設から得られる収益を周辺の公園整備・改修に還元することを条件に、当該飲食店や売店などに係る建蔽率の上限緩和や設置管理許可期間の延長といった都市公園法の特例を付与し、民間事業者の活用を図ろうとするものです。
こ	公募対象公園施設	26	飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第5条第1項の許可（設置管理許可）の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効だと認められるものです。
こ	港湾緑地	5	港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾環境整備施設として、臨港地区内に整備した緑地です。
し	市街化区域	15	都市計画法による区域区分で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域になります。
し	市街化調整区域	15	都市計画法による区域区分で、市街化を抑制すべき区域になります。原則として、この区域内では開発行為・施設整備が規制されており、例外はあるものの建築物の新築・増築ができないなどの規制があります。
し	施設緑地	5	都市公園及び公共施設や民間施設の緑地として、整備・管理されている緑地です。
し	自然公園	5	優れた景観の保護しその利用増進を図ることにより、レクリエーション、生物の多様性の確保に寄与することを目的とし、自然公園法によって指定されるものです。区域の特徴に応じ、国立公園、国定公園、県立自然公園の3種類があります。

	用語	初出	説明
し	指定管理者	26	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年に創設された制度が「指定管理者制度」です。この制度により、従来、公共団体やその外郭団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者に包括的に行わせることが可能となりました。その管理運営を担う民間事業者等を「指定管理者」と呼びます。
し	人口集中地区	14	国勢調査の結果により設定した人口の多い地区です。原則として、人口密度4,000人/km ² 以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域となります。
す	ストック効果	36	現在のインフラが十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果のことで、インフラの整備効果には事業自体が経済活動を創り出すフロー効果とストック効果があります。ストック効果には水害リスクの低減などの「安全・安心効果」や、生活環境の改善などの「生活の質の向上効果」、移動時間の短縮による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果があります。
せ	生態系サービス	55	我々の暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、これらの恵みのことをいいます。
せ	生物多様性	1	生物多様性条約では、「すべての生物の間に違いがあること」と定義されており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つのレベルで多様性があるとしています。現在、生物の多様性を確保し、その恩恵を将来にわたり享受できるよう、世界規模での取組が進んでいます。
そ	総合設計制度による公開空地	20	500m ² 以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、計画を総合的に判断して、敷地内に設けられた歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地を総合設計制度による公開空地といいます。公開空地が市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限が緩和されます。
ち	地域制緑地	5	一定の区域に対し、法令や協定などで、その土地利用を規制することで、良好な自然環境などの保全を図ることを目的として指定する緑地です。主なものとして、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」、都市計画法に基づく「風致地区」などがあります。

	用語	初出	説明
ち	地域防災計画	89	災害対策基本法に基づく計画で、本市では北九州市防災会議が策定しています。市内の防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱などを定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害の予防・応急対策計画・災害復旧・復興計画を定めています。計画において、都市公園は、その規模に応じて避難地等に位置付けられています。
と	特定公園施設	26	都市公園法に規定された、公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する園路、広場等の公園施設です。公募対象公園施設の周辺に設置することが、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められることが求められます。
と	特別緑地保全地区	5	良好な自然環境を形成している樹林地や水辺を保全する目的で、都市緑地法によって指定されるものです。
と	ドッグラン	80	飼い犬をリード無しで自由に運動させることのできる、柵などの囲いのあるスペース・広場を指します。予防注射の確認やマナーの指導、施設の清掃などを、充分に行えるような管理運営体制が必要となります。
ひ	ビオトープ	10	周辺の環境とは明らかに区別される場所、生態系が成立する最小限の区域を指します。公園や河川などにおいて、自然環境に近いビオトープをつくり、生物多様性の確保の一助になるような整備が行われています。
ふ	風致地区	5	都市計画法に定める地域地区で、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和を図り、快適な生活環境をつくるために指定するものです。
ふ	プレイパーク	80	「冒険遊び場」とも呼ばれ、その基本理念である「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、禁止事項をなくして子どもたちがのびのびと思い切り遊ぶことが出来るようにした遊び場のことです。プレイリーダーと呼ばれる大人が必要であり、遊びのサポートや緊急事態の際の対応を行います。
み	みどりの効果	5	みどりの効果は、一般的に「存在効果」と「利用効果」とに大別されます。 <存在効果> みどりが存在することによって、都市機能、都市環境など都市構造上にもたらされる効果 <利用効果> みどりを利用することによって、市民にもたらされる効果

	用語	初出	説明
み	みどりのリサイクル	64	環境局循環社会推進課の事業で、町内会などの地域団体で申し込むことで、各家庭から出る剪定枝や落葉の回収を行います。持ち込まれた剪定枝は家畜の敷き藁や堆肥などにリサイクルされます。
ゆ	ユニバーサルデザイン	45	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のことを指します。バリア（障壁）となるものを除去するというバリアフリーの考え方と併せて取組を推進することが求められています。
ら	ライフサイクルコスト	91	建物や公園、道路などが、企画・設計から建設、運用を経て、修繕し、解体されるまでにかかるすべての費用の合計になります。LCCとも略されます。
り	緑地協定	5	都市緑地法に定めるもので、ある一定の区域の住民が、緑地などに関する協定を相互に締結し、緑豊かで良好なまちなみづくりを行う制度です。協定では、協定を締結する区域、樹種、植栽配置、植栽管理方法などを定めます。
れ	レッドデータブック	10	絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や減少要因などを明らかにしたもので、本市に関わるものとして、福岡県が作成した「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック」があります。
わ	ワークショップ	25	公園整備などを行う際に、計画段階から地域住民が中心となって課題やアイデアなどを出しあい、収拾選択や検討を行い、整備やその後の維持管理に住民が係わっていく、市民参加型のまちづくり手法です。本市では、「地域に役立つ公園づくり事業」などにおいてワークショップを実施しています。